

平成17年 第1回(定例)由布市議会会議録(第2日)

平成17年12月13日(火曜日)

議事日程(第2号)

平成17年12月13日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第18号 由布市ほのぼのプラザ条例の制定について
- 日程第2 議案第19号 由布市過疎地域自立促進計画について
- 日程第3 議案第20号 由布市火災予防条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第21号 平成17年度由布市一般会計予算について
- 日程第5 議案第22号 平成17年度由布市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第6 議案第23号 平成17年度由布市老人保健特別会計予算について
- 日程第7 議案第24号 平成17年度由布市簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第8 議案第25号 平成17年度由布市介護保険特別会計予算について
- 日程第9 議案第26号 平成17年度由布市農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第10 議案第27号 平成17年度由布市湯布院健康温泉館事業特別会計予算について
- 日程第11 議案第28号 平成17年度由布市久住飯田南部区域広域農業開発事業特別会計予算  
について
- 日程第12 議案第29号 平成17年度由布市公共用地先行取得事業特別会計予算について
- 日程第13 議案第30号 平成17年度由布市公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第14 議案第31号 平成17年度由布市水道事業会計予算について
- 追加日程
- 日程第15 発議第5号 湯布院厚生年金病院及び湯布院厚生年金保養ホームの公的施設としての  
存続を求める意見書
- 日程第16 議会広報編集特別委員会の設置について
- 日程第17 日出生台演習場対策特別委員会の設置について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第18号 由布市ほのぼのプラザ条例の制定について
- 日程第2 議案第19号 由布市過疎地域自立促進計画について
- 日程第3 議案第20号 由布市火災予防条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第21号 平成17年度由布市一般会計予算について

- 日程第5 議案第22号 平成17年度由布市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第6 議案第23号 平成17年度由布市老人保健特別会計予算について
- 日程第7 議案第24号 平成17年度由布市簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第8 議案第25号 平成17年度由布市介護保険特別会計予算について
- 日程第9 議案第26号 平成17年度由布市農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第10 議案第27号 平成17年度由布市湯布院健康温泉館事業特別会計予算について
- 日程第11 議案第28号 平成17年度由布市久住飯田南部区域広域農業開発事業特別会計予算について
- 日程第12 議案第29号 平成17年度由布市公共用地先行取得事業特別会計予算について
- 日程第13 議案第30号 平成17年度由布市公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第14 議案第31号 平成17年度由布市水道事業会計予算について
- 追加日程
- 日程第15 発議第5号 湯布院厚生年金病院及び湯布院厚生年金保養ホームの公的施設としての存続を求める意見書
- 日程第16 議会広報編集特別委員会の設置について
- 日程第17 日出生台演習場対策特別委員会の設置について

出席議員（26名）

- |            |            |
|------------|------------|
| 1番 小林華弥子君  | 2番 高橋 義孝君  |
| 3番 立川 剛志君  | 4番 新井 一徳君  |
| 5番 佐藤 郁夫君  | 6番 佐藤 友信君  |
| 7番 溝口 泰章君  | 8番 西郡 均君   |
| 9番 淵野けさ子君  | 10番 太田 正美君 |
| 11番 二宮 英俊君 | 12番 藤柴 厚才君 |
| 13番 佐藤 正君  | 14番 江藤 明彦君 |
| 15番 佐藤 人巳君 | 16番 田中真理子君 |
| 17番 利光 直人君 | 18番 小野二三人君 |
| 19番 吉村 幸治君 | 20番 工藤 安雄君 |
| 21番 丹生 文雄君 | 22番 三重野精二君 |
| 23番 生野 征平君 | 24番 山村 博司君 |
| 25番 久保 博義君 | 26番 後藤 憲次君 |



す。

ただいまの出席議員は25人です。吉村議員がちょっとおくれるようです。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

執行部より市長、教育長、各部長・課長の出席を求めています。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第2号により、各議案の質疑から行います。

#### 日程第1 議案第18号

議長（後藤 憲次君） まず、日程第1、議案第18号由布市ほのぼのプラザ条例の制定についてを議題といたします。

ただいま議題となりました議案第18号については、会議規則第37号第2項の規定により、委員会への付託を省略し、本日の本会議にて審議したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 異議なしと認めます。よって、議案第18号は委員会付託を省略し、本日の本会議にて審議することに決定いたしました。

これより本案について質疑を行います。質疑の通告がありますので、通告順に発言を許します。

まず、8番、西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 由布市ほのぼのプラザ条例についてお伺いいたします。

まず、第1条の「設置」というふうに書いてます。いわゆる設置があればいいんですけども、設置目的がこの文言では不明確だというふうに私は思います。それで、老人福祉法15条第5項の規定が、由布市ほのぼのプラザというふうにならざるわけではないというふうに思うんですけども、15条5項について説明をしていただけませんか。

議長（後藤 憲次君） 健康福祉事務所長。

健康福祉事務所長（今井 干城君） 健康福祉事務所の所長、今井です。ただいまの件につきまして、お答えを申し上げたいと思います。

先ほど質問のありました第15条第5項の規定ですけれども、この中に老人 失礼しました。ちょっと資料を出しますので、ちょっとお時間ください。ただいまの15条の第5項をまず読み上げたいと思いますけれども、「国及び都道府県以外の者は、社会福祉法の定めるところにより、軽費老人ホーム又は老人福祉センターを設置することができる」、こういう規定になっておりまして、ほのぼのプラザにつきましては高齢者の福祉施設、そういう理解をしております。

議長（後藤 憲次君） 西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 特に、この5項では軽費老人ホームと老人福祉センターについてのみうたってるんです。だから、そのいずれかということになるんです。こういうふうな考え方

がされてる場合は、そのいずれに該当するのか、やはり文言上でもきちっと書いて、そして、例えば、軽費老人ホームの定義もあります。老人福祉センターの定義もあります。むしろその定義をうたった、その条文をここに書いて、その目的のため、町民の、老人の福祉のためにこの施設をつくるんだというのが設置目的にならないといけないんです。設置することができるので、できる条項ですから、運用としてはどの条文を適用するかというのはもう少し慎重に考えてほしい。保育所と全く違うんです。保育所はそれをするようになってますけども、だから、そういう点でいえば老人福祉センターということみたいですけども、既に老人福祉センターの設置条例があります。それと重複することになるので、そういう点がどういうふうに整合性があるのかどうかということもきちっと検討すると。

さらに、そういうことになれば、2条は当然内容をどういう内容の施設なんだということがうたわれないといけないわけです。にもかかわらず、ここでは突然指定管理者のことに移ってしまうんです。こういう指定管理者が唐突に出るといのは異常だというふうに思います。

そして、問題なのは7条において当初から、「ほのぼのプラザの管理は法人、その他の団体であって、市長が指定管理者として指定するものにこれを行わせるものとする」という断定になってるんです。これは指定管理者を指定して管理することができるというふうになってるんですけども、それはあくまでも指定管理者を決めた場合のことであって、最初からこういう断定の条文なんちゅうのはあってあり得ない話だというふうに私思います。

さらに、これ全体的に見てみますと、ほのぼのプラザ指定管理者条例という名称が一番ふさわしいような、そんな条例になってるといいうふうに感じました。自分が感じただけで、具体的にそれが法的に的確かどうかというのはいわかりません。

しかし、そういうことの見解が出たということ踏まえて、再度改正する必要があるなら、次の機会でも適切な対応をしてほしいというふうに思います。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 以上で、通告による質疑が終わりました。ほかに質疑はありませんか。田中真理子さん。

議員（16番 田中真理子君） 16番、田中真理子です。1つ伺いますが、一番最後にあります別表なんですが、料金はこれで決められておるんでしょうか、料金について少し説明をお願いいたします。

議長（後藤 憲次君） どうぞ。

健康福祉事務所長（今井 干城君） この料金につきまして御説明申し上げたいと思いますけれども、現在、庄内町には老人福祉センターが随分長く、古い施設がありますけれども、この利用料金に合わせて、これから先新しくなったからといって、利用する市民の方々に不安がふえない

ようにということで、それと同じ料金で設定しております。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 田中真理子さん。

議員（16番 田中真理子君） これでいきますと、施設ごと使用する料金ですか、個人での使用ということはありませんか。

健康福祉事務所長（今井 干城君） 個人での使用はあると思いますけれども、まず、冷暖房とかいろいろ使うとか、そういうことを考えますと、その施設、例えば、交流室を使うとか相談室を使うとか、一つ借り切ったような形になりますので、こういう形で設定をさせていただいております。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 済いません。1番、田中真理子さん、やってください。

議員（16番 田中真理子君） じゃもう一つ、1時間幾らとかというような設定はできないんですか。

議長（後藤 憲次君） はい、どうぞ。

健康福祉事務所長（今井 干城君） 先ほども申し上げましたように、料金設定そのものを前の施設といいますか、古い施設の形をそのまま持ってきておりますので、今後、例えば、先ほど指摘ありましたように個人であるとか時間ごととか、それから、ここに想定されていないようなことが出てきた場合、いろいろ考えられますので、指定管理者が決まるまでに再度見直しをして、場合によっては一部改正ということも考えられますので、検討させていただきたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 大変失礼しました。通告順が間違えまして、2番目に、小林華弥子さんがありました。失礼しました。小林華弥子さん、お願いします。済いません。

議員（1番 小林華弥子君） 3回までということなので、二、三点、まず最初にあわせてお伺いします。

そもそも8番議員が質問したこととちょっとかぶるんですが、ほのぼのプラザを設置するという目的のための条例と、それを管理する分の指定管理者制度にのせるということのための条例を2つ合わせ、一緒にしてつくってしまっているという条例だと思うんですが、これを最初から指定管理者制度にのせるということを前提として設置するというのをなぜしたのか、設置条例は設置条例で設置しておいて、それを指定管理者制度にするかどうか検討をするというのは別問題だと思いますので、これは本来から言えば別にすべきではないかと思います。

で、質問なんですけど、これを例えば、2条のところ、指定管理者があらわれなかった場合には管理者は市長になるというふうな規定をしておりますけれども、今後、例えば、指定管理者制度にのせますと4年ごとに見直しをすることになると思いますが、指定管理者ではなくて、市の直

営になるとかというようなことで、運営管理の体制が変わってきたときに、この条例そのものが設置条例とともに適合しなくなってしまうのではないかなと思いますが、その辺はいかがでしょうかということが1つです。

もう一つは、ほのぼのプラザで、7条と10条で、指定管理者を市長が候補を選定して議会で指定管理者を議決するというふうにあります。この候補の選定に関してはどういうふうな選定を考えていらっしゃるのでしょうか。今までの由布市の中にありますように、一般に公募をすることを考えていらっしゃるのか、どういうふうを選定するのか、教えてください。

議長（後藤 憲次君） 健康福祉事務所長。

健康福祉事務所長（今井 干城君） じゃまず、1点目の件なんですけれども、由布市には指定管理についての手続条例があります。それに伴うところの規則も定められております。そういうことから、9条から17条については重複した形で上がっておりますけれども、我々としてはより丁寧にというようなことで上げさせていただきましたけれども、そういうことで御理解をいただきたいと思っております。

議長（後藤 憲次君） はい、どうぞ。

行財政改革室長（相馬 尊重君） 行財政改革室長の相馬です。よろしくお願ひいたします。御質問にお答えをいたします。

選定基準につきましては、由布市の指定管理の手続条例の第4条に選定方法及び選定基準というものが規定をされておまして、この選定基準によりまして選定委員会で選定を行いたいと考えております。

なお、ほのぼのプラザにつきましては、同じく指定手続条例の第5条、公募によらない指定管理者の候補者の選定という条文によりまして、市長が指定管理者の候補として選定したのについて選定委員会の方に諮りたいというふうを考えております。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） ちょっと立ち戻りまして、そもそもほのぼのプラザをどうして指定管理者制度で管理するというふうにしたのか、一番根本的な理由を教えてください。

それから、今回は公募によらずに指定管理者を指定するつもりだというふうにおっしゃいましたけれども、今現在、市として対象としている団体があれば、教えていただきたいと思っております。

議長（後藤 憲次君） 健康福祉事務所長。

健康福祉事務所長（今井 干城君） それじゃ1点目につきましてお答えしたいと思いますけれども、指定管理者に移行することによりましてのメリットとか、いろいろありますけれども、それを若干申し上げたいと思っておりますけれども、民間事業者等の能力やノウハウを活用することによ

りまして、市民ニーズに合ったサービスの充実やコストの削減、こういうことが想定されるのではなかろうかと思えます。

それから、民間事業者等が同様または類似するサービスを提供している、あるいは民間事業者等も行うことができる業務、そういうことも考えられますので、今回指定管理に移行するのがよりいいのではなかろうかということで判断をさせていただきました。

それから、2点目については。

議長（後藤 憲次君） はい、どうぞ。

健康福祉事務所長（今井 干城君） じゃ2点目につきましても、今言ったようなことから、そのノウハウを持ってるのが社会福祉協議会ではなかろうかと、そういうふうにならぬところ考えております。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） 率直に申し上げまして、指定管理者制度というのは制度自体は非常に使いやすいものだと思うんですが、何でもかんでも指定管理者にすればいいというものではなくて、私は、特にこういう福祉関係施設に指定管理者制度を導入するのは非常に慎重にすべきだというふうに思っております。今まで社会福祉協議会が対象者として考えられるというふうにおっしゃっていましたが、2点お伺いしたいと思えます。

社会福祉協議会長は今だれになっていらっしゃるのかということと。

もう一つは、今まで社会福祉協議会が、例えば、デイサービスなんかの業務を業務委託で受けていたと思いますけれども、そういうふうな委託業務でやることの方が、ほのぼのプラザそのものの運営管理をすべて指定管理者で任せるよりは、福祉サービスの内容のチェックなど含めましても、私は健全ではないかと思えますが、例えば、社会福祉協議会を想定しているのであれば、どうして今までのように業務委託の形で社会福祉協議会に委託をせずに、指定管理、管理運営そのものも全部指定管理者制度にのせようとしているのか、そこら辺の理由がいまいち一つぴんと来ません。今のお答えですと、民間ノウハウやコストの削減というふうに言われましたけれども、指定管理者制度で社会福祉協議会に管理運営を任せるのと、今までの業務委託のような形で任せるのとではコスト的にどのくらい違うのかというのが試算されているのであれば、教えてください。

以上、2点です。

議長（後藤 憲次君） 健康福祉事務所長。

健康福祉事務所長（今井 干城君） まず、第1点目ですけれども、市の社会福祉協議会の会長は首藤奉文市長であります。

それから、今ちょっと手元に資料がないんですが、まず、行政がやったときには人件費とか、いろんなことで、そこに職員を派遣するデメリット的なものがありますし、民間にやっていただきますと、その職員そのものがそこで業務をするというようなことで、経費的な節減、そういうのにつながってきますし、また、社協自体がそういう老人福祉についての多くの専門的な知識を持ってる、そういうことから判断をさせていただいております。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） 済いません、4回目になりますが、最後に、（発言する者あり）もし社会福祉協議会に落とした場合に協議会長が市長と一緒にの人だということは、これは契約上、問題にはならないのでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 健康福祉事務所長。

健康福祉事務所長（今井 干城君） 今ここで法的、どの法律に載ってるというのはちょっと調べないとわからないんですが、県とかの判断を聞いた段階では、それは問題ないということで話をいただいております。

議長（後藤 憲次君） 西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 質疑については委員会付託しないんだから、本会議では一問一答でやって結構ですからという話は臨時議会の折にやったつもりなんですけど、委員会に付託する分については3回にきっちり制限してもらおうということで、心残りにならないようにきっちりやりたいと思います。

特に、先ほど言った老人福祉法の15条のあとの部分に、20条の7に老人福祉センターが定義をされてるんです。そのまま読んでみますと、「老人福祉センターは、無料又は低額な料金で、老人に関する各種相談に応ずるとともに、老人に対して健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする施設とする」ということで、そういうことを考えたら、先ほど議員がそれぞれ料金やいろんな問題出されましたけども、基本的には行政が福祉の重要な部分として、それをカバーするという趣旨のものでありますから、それを踏まえて後の運用はきちっとするというのを肝に銘じてほしいと思います。

さらに、市長との関係でいえば挟間は町長が早目に福祉センター、社会福祉協議会の会長職は辞任したいということをやっと言い続けてきて、ちょっとおくれましたけれども、会長を民間にしました。それでどうだというのは民間でそういう実力を付けてもらうということにあったわけです。そういうことをまた含めて、市長の方もそのこと、議員から言われた点を考慮して、法的な問題よりも、むしろ民間のそういう力をつけるというようなところに力点を置いて、再考を促したいというふうに思います。

以上です。

議長（後藤 憲次君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 討論なしと認めます。

これより議案第18号由布市ほのぼのプラザ条例の制定についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員26名中起立20名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

## 日程第2・議案第19号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第2、議案第19号由布市過疎地域自立促進計画についてを議題として質疑を行います。

質疑ありませんか。西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 説明で庄内町の過疎自立計画の引き写しで、そして、由布市に関することをつけ加えただけだというふうな説明がありました。お尋ねしますけれども、旧庄内町で議決した過疎自立促進計画の期間が間違っただけのままパンフレットになってます。それはなぜ間違っただけでそのまま掲載されているのか、その点について最初にお答えいただきたいと思います。これは付託される件ですから、全部言います。

2点目は、今度提案されている過疎自立促進計画の参考資料があります。最後のページを見てほしいんですが、何ページですか、わからんですが、一番最後は白紙になっちゃるんやけど、大体最後にこういうのがあるちゅうのはちょっと摩訶不思議な書類ですけど、最後の事業費のトータルと、それから、その前の参考資料の5年間の計画すべての一覧表の中の17年度の末尾、金額が違うんです、事業費の金額が。なぜこんな間違っただけの書類をそのまま出してきたのか、それについて、それでも構わない何か理由があるかどうか、そのことについてお尋ねいたします。

そして、この参考資料を見てみると、物すごい見づらいです。特に、眼鏡をかけても見づらい。行間が物すごく狭くて、これは人に見せる書類じゃないです。何かどっかに書類として保存しとくには最適かもしれんけども、やっぱり人様に見てもらおうというんだったら、字も当たり前の大きさと、表も当たり前の大きさにするという心遣いが必要だというふうに思います。参考資料

とはいっても庄内町の過疎自立促進計画みたいにパンフレットになるんであったら、こんな表は使ってほしくない。

次に、つけ加えただけだというけども、脱落してる部分があります。41ページを開いてください。それぞれ冒頭というんですか、それぞれ文書の書き出しの冒頭では、由布市ではとか、庄内地区ではという書き出しになってます。庄内の文書にあったのが、ここは全く欠落してるんです。学校教育の一番冒頭の部分のところで、7校で114名の児童、一体何のことですか。本来ここには庄内地区には小学校という文言が入るんです。前にはあるんですけども、今度はそれをあえて欠落させてるのは単なる見落としなんです。ミスなんです。以上のを含めてかなりいいかげんなところが多いんです、文書の作成で。

一番先の地図を見てほしいんですけども、1ページです。由布市で括弧書き、由布市の地図で湯布院町、庄内町、挾間町というふうに構成してるというふうになってるんですけども、本来この書き方というのは合併前あるいはまた旧、いろんな書き方があるかと思うんですけども、そういう正確な表記にすべきだというふうに思います。

で、文書全体が庄内町の前の議決したというのもちょっと不思議なんですけども、文書全体の記述の仕方が物すごい雑なんです。はっきり言わせてもらえば、同じことを2回繰り返すというのが何度もあるんです。例えば、由布市の記述だけ見てもらってもわかるんですけども、そのうち過疎、由布市全域、市の自然的、歴史的、社会的、経済的条件の概要を由布市全域というのがあります。その中で、過疎地域の面積が市全域でおおむね4割を占めていますという記述なんですけども、こういう記述が由布市全域の中で必要だったのかどうか。次に、過疎地域、(イ)庄内地区というのが出てくるから、当然そこにも同じ記述が出てくるんです。そして、普通下の庄内地区の方は東西南北、東南西北、いずれの書き方でも結構なんですけども、それは統一されています。

しかし、由布市の記述を見ると、大分県のほぼ中央に位置し、北、南、東、西というふうに何ですか、普通の文書の書き出しと違うんです。そういう点でいえば市長が国語の先生だったかどうかかわからんですけども、教育委員会もあることですから、それぞれ一目で見てどうなのかなというのを考えながらやってほしいと思います。特に問題なのは、合併期日が2つに分かれて書いてます。江戸時代の記述のところに、「そして、平成17年10月1日の合併により由布市となりました」、そして、最後の記述に、「また、平成12年から始まり、平成17年10月1日、3町の新設合併が実現し、由布市が誕生しました」というふうに書かなくていいようなことを次々書いて、文書全体から見てもおかしいような記述が幾つもあるというのが伺えました。

気づいたとこをずっと述べます。庄内で議決したことについては余り触れたくないんですけども、8ページ、9ページを開いてください。表1の1、(1)というのがあります。文書の記述

の中は、表の1の1、(1)というふうに7ページでは書いてます。同じ記述が庄内町の記述のところでも、由布市の記述のところでも前のページを開いていただくとわかるんですけど、6ページで由布市全域人口のところですよ。表1の1の(1)、同じ表を指す記述であるにもかかわらず、片方は由布市全域を示し、片方は旧庄内町の庄内地域を示すという同じ表の番号を使ってるんです。こんなのは本来あり得ないんです。そういうことを平気で見過ごすと。

そして、17、18に庄内町第4次総合計画を引用した部分があります。さらに、21ページ、22ページには農業の記述があります。それぞれの中に黒塗り四角と白角の項が分かれてます。大体こういう書き方というのは本来ないんです。あるときにはアイウエオを使って、あるときは丸を使って、あるときは黒丸を使うなんちゅうこと、文書全体の中でいろんな書き方をするなんちゅうことは本来あり得ないんで、そういうのは統一すべきことだというふうに思います。

先ほど言った期間が違うというのは19ページの計画の期間、本計画では22年3月31日までとする、これが正しいんです。ところが、どういふことか庄内町の過疎自立計画は平成21年3月31日までということで、1年前の期間になって、それがそのまま印刷されて、そして、このパンフレットになってるんです。そのパンフレットでも訂正して置いとくんならわかるけども、パンフレットを訂正しないまま、そのままに配付されてるといふこと自体が異常なので、悪いところはやっぱりきちっと直してからやるというふうにしてほしいと思います。

あと間違ってるところで32ページ、消防に触れてます。一番下から4行目に庄内地区の消防組織として非常備消防の由布市消防団、庄内方面隊というのがあります。どこからこのような記述が出てきたのか、私には理解できません。正確には由布市連合消防団、庄内町消防団が正確な記述だというふうに思います。

それと、表に対する右肩に単位なんかを書いているのがよくありますけども、ここで36ページの右肩と27ページの右肩の括弧の書き方が違うんです。だから、こういうのはささいなことなんだけど、統一してやるということをお気をつけてほしいと思います。

あと細かく言えばいろいろあるんですけども、とりわけ前段に言った庄内町の自立計画の期間が間違っただけ印刷されてる部分についてお答えいただきたいのと、それと、由布市の促進計画の参考資料の数値が間違ってるのはなぜか、それと、参考資料については公表されるものであれば、やっぱりきちっとした表にしていきたいが、このままやるつもりなのかどうか、そういう点についてお答えをいただきたいと思います。

議長(後藤 憲次君) はい、どうぞ。

総合政策課長(野上 安一君) 総合政策課長の野上でございます。記述の件につきましては御指摘の意見もあろうかと思っておりますし、句読点の違い、あるいはマークのこと等につきましては、御指摘はこれから配慮していきたい、検討していきたいというふうに思っております。実施期間、

事業費の問題につきましては再度確認をさせていただきまして、大変申しわけございませんが、後ほど御回答させていただくということで御理解賜りたいと思います。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） これで質疑を終わります。

### 日程第3．議案第20号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第3、議案第20号由布市火災予防条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑の通告がありますので、発言を許します。8番、西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 1ページを開いてください。第1条中で、後段の記述の方です。町道及び取り扱いの基準を町道及び取り扱いの基準等に改める、それと関連して3条の4項の改正、あるいは27条の改正というのは前回の改正分だというふうに思うんですけども、いわゆる消防庁が 消防長、あなたじゃなくて、向こうのお上の消防庁が準則を間違ってるのか、それともここで前回改正すべきことをやらなかったのかどうか、その点についてお答えいただきたいと。

2点目は、29条の2、本文中の法9条の2第1項に規定する住宅ということについて、消防法9条の2には、「住宅の用途に供される防火対象物（住宅）」というふうに書いてるんです。その住宅というのは市内すべての住宅、いわゆる私たちが住んでる住宅を指すのかどうか、その点についてお答えしていただきたいと思います。

3点目は、住宅用の防災機器については現に存する住宅の設置猶予期間を5年とするというふうに、県の全体でそういう話になったということを消防長言っておられました。統一期限、運用期限を統一するというのはわかるんですけども、5年という根拠についてどういうことでそうなったのかと、わかっていれば教えていただきたい。

それと、気になることは消防法の罰則規定というのは大概厳しいんです、皆ほかのも。この猶予期間を過ぎた住宅の未設置に対する処罰規定がどうなっているのかどうか。

それと、消防長自身も気にしてた悪質な訪問販売被害対策です。これについて具体的な対応を何か考えておられるのかどうか、その点。

最後に、これは蛇足なんですけども、6ページ、7ページを開いてください。これは本来市の法政係が注意すべき問題なんですけども、附則の記述の仕方です。1項と2項がありますけども、2行目は1字下がり、2行目以降は。だから、それは由布市の法政担当どなたかわかりませんが、こういう条例が出されたら、そういうことに不備がないかという点は見やらないと、原

課ではなかなかそういうことは気づきにくいというふうに思います。それについて法制の担当者の御回答、前問については消防本部の方をお願いします。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 消防長。

消防本部長（二宮 幸人君） 消防長の二宮でございます。8番議員にお答えをいたします。

第1点目の基準等を改める前回分ではないかということでございますけども、御指摘のとおりでございます。そのとおりで、前回分の改定でございます。

2点目の9条の2の住宅ですけども、すべての住宅が該当するかということでございますけども、すべての住宅、一般住宅、それから、店舗つき住宅、共同住宅、店舗つき住宅につきましては、店舗部分ではなくて、住宅部分に適用をいたします。すべての住宅部分に適用されます。

3点目の猶予期間5年の根拠でございますけども、前回申しましたように大分県下の消防本部の申し合わせ並びにこの期限が平成23年の5月31日までに実施をなささいということでございますので、最長期間であります5年の猶予期間を持って、市民への周知徹底を図るための5年間というふうに設定をさせていただきました。

第4項目につきましては、後ほど担当課長の方より説明をさせていただきます。

5番目の悪質販売については、これにつきましては由布市の関係部局、振興局、それから、消防団と自主防災組織等連携をとりながら住民への周知徹底を図っていきたいと思っております。

6番目の7ページの1字下がりにつきましては、今後十分注意をしたいと思っております。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） はい、どうぞ。

予防課長（工藤 順三君） 予防課長の工藤です。4点目の処罰の問題でございますが、本件の条例改正につきまして罰則規定はございません。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 総務課長。

総務課長（篠田 安則君） 総務課長の篠田です。西郡議員の御指摘にお答えいたします。

今、議員御指摘のとおり、この条例の附則の1字下がりということでございますが、確かに御指摘のとおりです。今後十分注意をして、こういうことのないようにやっていきたいと思っております。

議長（後藤 憲次君） 西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 最初の聞いた分、前回の分だというのは見ればわかるわけです。前回やれなかったのは、お上の消防庁の準則がなかったのか、お上が間違っと思ったのか、それともこっちが準則が来たんだけど、提出するのがしそびれたという問題なのかということをお尋ねしてるので、その点についてお答えいただきたい。

議長（後藤 憲次君） 予防課長。

予防課長（工藤 順三君） お答えいたします。

国の方の通達の段階で、今回条例改正分に含まれない別の通達の方で条例改正案の中に含まれておりました。それも私の方は気がついておかなくてはならなかったんですけど、私どもも前回その分から引っ張り出して条例改正するべきでしたが、うちの方も気がつきませんでしたので、国もうちも見落とししたというか、そういう言い方でよろしいのかどうかわかりませんが、そういうことでございます。

議長（後藤 憲次君） ほかに。西郡君ないですか。西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） そういうことは納得いかないの、あと経過についてももう少し詳しい関係資料も示して、そして、国の悪いところは国にきちっと指摘するし、私たちが悪いところは今後どうすればいいかという対応も含めて検討するというにしたいと思います。後でまた教えてください。はい。

議長（後藤 憲次君） 以上で、通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑ありませんか。2番、高橋義孝君。

議員（2番 高橋 義孝君） 済いません、通告してませんが、議長よろしいですかね。

議長（後藤 憲次君） はい、いいです。

議員（2番 高橋 義孝君） はい。おはようございます。2番の高橋です。1点だけちょっと簡単な部分ですので教えてください。1ページの29条（5）山林原野等の場所で火災が発生するおそれが大であると認めて市長が指定した区域、まず、原野等というのはどういったところをまず想定されているのか、それと、この文言でいきますと、火災が発生するおそれが大であると認めてというのはどなたが認めるのか、この2点についてちょっと教えてください。

議長（後藤 憲次君） 予防課長。

予防課長（工藤 順三君） 山林原野等の具体的なものはございません。一応一般的に山林原野、牧草地とかも含めて、そういう形のものでいきたいと思っております。

それから、大であるということは消防長を含めて火災警報等の発令できるような状況があればそこで、それから、いろんな事象で火災発生が起こるような事例を判断して、消防長を含めて市と執行部とで判断していきたいと思っております。

以上です。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 火災に関する警報というのはどなたが、どういうふうに発するんですか。

議長（後藤 憲次君） 予防課長。

予防課長（工藤 順三君） 消防長が発令するようになっております。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） これで質疑を終わります。

#### 日程第4．議案第21号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第4、議案第21号平成17年度由布市一般会計予算についてを議題として、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、通告順に順次発言を許します。

まず、8番、西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 一般会計予算について質疑をいたします。

1ページをお開きください。この中で、2款1目の所得譲与税、これ60%増額しているわけなんですけども、いわゆる三位一体の改革で補助金や交付税を削って、あとこれを財源移譲を振りかえるというような話がありますけども、具体的にそういうことなのか、削減された部分に代替措置の所得譲与税なのかどうか、その辺をお答えいただきたいんです。

2つ目は、それとも関係するんですけども、2ページに地方消費税交付金、6款、これが27%、そして、地方特例交付金が全額、さらに、普通交付税が5,000万円減額をされてます。いわゆる旧町の合算の暫定予算のときよりも減額されているというのは、先ほどの三位一体とのかかわりもあるのかどうかわかりませんが、その理由について述べてほしいというふうに思います。

そして、今度は歳出、7ページの4款衛生費です。これは衛生費の項は保健衛生と清掃費に項が分かれてるんです。あと目を見たらすぐわかるんですけども、目では まあそのときに言いましょう。いわゆるこれはどこの方式をとったかわかりませんが、ぜひ挟間方式にさせていただきたいと。いわゆる保健衛生と環境衛生に分けて、そして、間に上水道費を入れると。理由は後でわかります。極めて不衛生的な款項目になってることを指摘したいと思います。

10ページを開いてください。債務負担行為が上げられています。ここの字句をずっと読んで、さわやか農協が農林漁業金融公庫に対する債務の保証ということで、何のこっちゃさっぱりわからないのがずっと続いているんです。こんな事項の書き方はないんです。

それがない証拠に、138ページ、最後を見てほしいんですけど、最後は全然別の書き方になってるわけです。138ページから140ページにかけて債務負担行為の調書が載ってます。それには全然別の農業舗装事業、県単農道整備事業、県営圃場整備事業というふうに事業名をきちっと書いてるんです。本来はこういう書き方をするのが当たり前なのに何でこんな 全部書い

ていただくともっとわかりやすいんですけど、こんな書き方をしたのか、理解に苦しみます。

それと、今の最後のページとの比較でいえば書いてる文言が債務保証や対象などの字がまちまちなんです、両方が。そういうのもきちっとしてほしいということあります。

次に、18ページを開いてください。これ以降が事項別明細になってるんですけども、18、19、20が総括表になってます。そして、21ページからが歳入になってます。総括表に番号1がついて、歳入や歳出には番号がついてないんです。総括が1なら、歳入が2、歳出が3、すべての、一般会計だけじゃなくて全会計すべてについてないんです。これはそれぞれ原課というよりも大もとが見落としした欠落なんです。

そして、25ページを開いてください。歳入の中の13款分担金負担金があります。1項負担金1目農林水産業分担金、2目というのがないんです。じゃ先般環境保全審議会で、この件について話題になりました。条例が要る以上はやりますというふうなことを言ってました、課長自身。そういう点でいえば2目の土木費分担金、生活環境整備事業分担金をきちっとのせないで、理由が合わなくなる。

その次は、2項負担金の中で2目民生費2節の障害者福祉費負担金の中の市町村負担金というのがよくわからんですけど、施設訓練等支援費で、考えられることはその下の節の児童福祉費負担金の中で、他市町村の負担分ちゅうのがあるです。これは負担分ですから、ほかの保育園に預けられてるところの保護者負担分だと思うんですけども、施設訓練等支援費の市町村負担金というのについてどういうことを指しているのか、ちょっと教えていただけませんか。

ついでにお尋ねしますが、3節の児童福祉費負担金の一時保育利用料負担金は若干増加になってますけども、これは利用者の増によるものなのか、制度の変更によるものなのか、それ教えていただきたいと思います。

27ページをお開きください。その前に14款、全体が言えることなんですけれども、使用料手数料があります。分担金負担金に費用の一部負担というのあるんですけども、使用料手数料に費用を負担するわけじゃないんです。だから、ここに書いてる総務費、民生費、衛生費、農林水産業費という費という字は本来つけちゃならんです、全部。下の手数料も。衛生費手数料とか、費をつけたら筋が通らんとないですか。これどこの方式をとってこういうことをやったのか、よくわからんですけど、挟間でこういうことがあったらすぐわかるんですけども、多分どっかのまちがこういうやり方をしても、だれも文句を言う人がいなくて、それをそのまま引き写したんじゃないかというふうに思うんですけども、その点について教えていただきたいと思います。

次に、27ページの手数料のところを見てほしいんですが、3目農林手数料となっています。総務や衛生は総務、衛生でいいんですけど、農林の場合は業が入るんです、農林業が。当然右側の節も同じなんですけども、どういうわけか、1、2節がなくて3節と来るわけです。節で初頭の

番号が固定されてるのは歳出だけです。歳出の番号は変えられないように決まりでなってます。しかし、それ以外の款項目についてはすべて繰り上げ、繰り下げで順番に並べなさいというふうになってるんです。よく見ると、その下に4目がないんです。いきなり5目になってるんです。これらはまだいい方なので、あとずっと下がっていくと、33ページなんかあたりになると、例えば、商工費が5目で、6目がなくて、7目が教育費補助金、8、9、10がなくて、11が災害復旧費県補助金というふうにならぬと何だこれはと言いたくなるような書き方なんです。以降ずっとあります。ありますけど、あえていろいろ言わない、特徴だけ今言っただけです。それで、そういう欠番というのが一体どうして生まれたのか、年度途中で欠番が生まれるというのはわかります。当初予算でいろいろやったんだけど、それがだめになったから、決算の都合上、番号残しますというのはわかります。しかし、これは当初予算と同じ性格のもので、由布市発足の。そういう点でいえば欠番があるなんちゅうことはあってあり得ん話ですから、きちっとしてお答えしていただきたい。

29ページを開いてください。15款2項1目の今までなじみのなかったところなんですけども、1目総務費国庫補助金の中の1節、特定防衛施設周辺整備事業補助金、ここには若杉線の1,150万9,000円というのが出てます。しかし、全体の金額は2億9,139万8,000円ですから、それらについてそれぞれどこに充当するのか、先を教えてくださいたいというふうに思います。

ここで説明した方がわかりやすいかな。3目の衛生費国庫補助金を見てください。この中に衛生費補助金の節として精神障害者老人保健事業費補助金とくそたごと一緒に並べてるんです。こういうことが起こるから、挟間では保健衛生と環境衛生を分けて、そして、そんなごっちゃにならないように配慮しとったんです。それは分けるべきじゃないかというふうに私は思います。こども4目がないです。

次に、ずっと下がって16款県支出金の11目2項の県補助金の33ページの災害復旧費県補助金です。1節が災害復旧費補助金になってます。あとにも出てくるんですけども、あとじゃないか、先か。国のやつが災害復旧で土木災害復旧費負担金あるいはまた文教施設災害復旧費負担金というのが以前に出てました。当然ここでは何の災害復旧かという記述がないとおかしいんです、隣に書いてます、説明欄に。しかし、それは本来節に書くべきだったというふうに思います。正確に言えば農林施設災害復旧費補助金という記述にすべきだというふうに思いますが、どうでしょうか。

21款諸収入の中で、36ページ開いてください。3項1目貸付金元利収入ということで、多分挟間のだと思っんですけども、貸付金元利収入の中ごろに町シルバー人材センター運営資金償還金というのがあります。挟間町で説明する場合はそれでいいんですけど、市になったらこれじ

やいかんのです。何町のシルバー人材センターなのかどうか、それとも市全体で町シルバー人材センターちゅうのをつくっちゃうちゅうんならまた別ですけども、挟間というふうに仮に入れたとしても、こういうやり方をしてほしくないというのが幾つかあります。

38ページを開いてください。ここに雑入で挟間町分というのが書いてます。「挟間」の「挟」の字を固有名詞で平気でこういう使い方をされてもらっては困るんです。やっぱりてへんに横一、人3つちゅうのが統一してやってるわけですから、由布市になった途端に挟間の字は略字の当用漢字になって、常用漢字になって、それで、例規集に至ってはけものへんを使ってるんです。これは私としては我慢ならない。そういう何か、もう挟間町の歴史は終わっちゃいましたけども、それぞれの文化、いろんなものがあって固有名詞を使ってるわけですから、当たり前の名称をきちっと書くというふうにしてほしいというふうに思います。

22款市債の中で、1目の総務費の合併特例債と合併推進事業債、合わせて3億8,810万円についての使い道も教えていただきたいと思います。

41ページを開いてください。

議長（後藤 憲次君） 8番、西郡均議員。

議員（8番 西郡 均君） はい。

議長（後藤 憲次君） 歳出で、一応ここで区切りをして10分間休憩。

議員（8番 西郡 均君） いや、まだ1回目が終わらないけど。

議長（後藤 憲次君） いや、後。

議員（8番 西郡 均君） 休憩。

議長（後藤 憲次君） いや、続いてやります。ここで10分間休憩します。

午前11時05分休憩

.....  
午前11時17分再開

議長（後藤 憲次君） 再開します。

8番、西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 41ページを開いてください。議会に直接じゃなくって、すべての予算書の関係でそうなんですけども、41ページの上が合計欄と節のところに金という1字あるだけで、こういうのを普通挟間ではさせなかったんです。合計欄だけとか、字が1字だけのところを何でこんなみっともない予算書をつくるかちゅうことで、工夫してきちとした書類にするということを心がけてました。

中身を聞きます。暫定予算では3節の職員手当の中に加算手当というのが、役職加算とか、加算手当とかいうのがずっとあったんですけども、それが全部消えてるので、総務の一般管理だけ

にかかわらんのですけども、あれがどういう性格のものだったのか、教えていただきたいと思えます。

次の42ページの委託料で、末尾に訴訟弁護というのが上がってます。新規分20万円というのがあります。実態が告訴する場合も応訴をする場合も、いずれにしても、訴訟は議会の承認が必要だというふうに思いますが、そういう手続が旧町でされてたのかどうか、その辺についてお尋ねいたします。

その下の18節の備品購入で608万5,000円、庁用器具費、ほかの目で機械器具費とか、いろんな書き方をしています。これではわからないのです。参考までに説明欄にどんなことを書くかというのが予算、古い平成9年版ですけど、毎年出てると思えます。予算の見方、作り方という本があります。もちろん、こういうのを参考にしてるんでしょうけども、予算書の説明欄の記述の仕方ということで、非常に詳しく書いてるんです。こういうふうを書いて、議員があるいは町民がわかるように書きなさいという。ところが、非常にこういうふうに端折って、何か見てもわけわからんようなことを平気で、これで認めりゃいいんじゃないな形を出してるところが随所に見られます。

特に、備品購入についてと、そのあとの財産管理ですか、46ページになるのかな。そこに工事請負費、空欄です。17節の公有財産購入費、土地購入費ということで、何のこともさっぱりわからんような説明、これ説明と言わないんです、こういうのを。だから、そういう点ではこういう予算の作り方という立派な本もありますので、ぜひ研究をして書き方を今後検討してほしいと思えます。

次は、50ページ開いてください。ずっと下がって総務管理費の中で12目防衛施設周辺整備総務費の中のいわゆる最初が職員手当等ということで、時間外勤務手当になってます。いわゆる一般的には管理職は時間外手当が支給されていないということで、この場で当然時間外手当出すのは当然のことなんですけども、どういう規定に基づいているのか、その辺を一般的な管理職は時間外を出さないということも含めて、どういうところから来ているのか、それを教えていただきたいと思えます。

次の52ページの13目人権・同和対策費、これに至っては何をかいわんやですけど、何でこんな目があるのかというふうに思うんですけども、それはあしたの一般質問でやりたいと思えます。ここで運営委員報酬というのが書かれています。運営委員の中に、いわゆる部落解放同盟が含まれるのかどうか、その辺をお答えいただきたいと思えます。

ずっと下がって57ページ、5項の統計調査費で2目指定統計費が出てます。実は歳出で、賃金、需用費の中を見ても、事業所統計調査区設定補助員ということで、賃金のところにも、あるいは需用費のところにも事業所統計で合わせて2万6,000円上がってます。この委託金

が県の統計調査委託金の中に事業所統計が2万6,000円あるんですけども、要するに、委託された金額がそのまま歳出に出るということで理解はできるんですけども、財政課の財源内訳を尋ねたら7,000円しか充当してないというんです。一体どうしてそういうことになるのかということをお答えしていただきたい。

ずっと下がって65ページ、民生費児童福祉費の1目児童福祉総務費、計算が合わんから、この内訳をもらったんですけども、どういうわけか、財源内訳の中の国庫支出金、国・県支出金の中に非被用者小学校第3学年終了前特別給付というのが脱落してるんです、財源内訳の中から。どこに充当されてるのかと見たら、その後の児童措置費の中にこれが充当されてるんです、非被用者小学校第3学年終了前特別給付というのが。何でそういうことになってるのかというのを、これも不可解なので、教えていただきたいと。

また、ずっと下がって77ページ、ここを見ればよくわかるんです。先ほど言った衛生費の中の保健衛生と清掃費に分けてますけども、わかりやすいのはどこかな。82ページを開いてみてください。保健衛生のところの上の環境対策の中に生ごみ処理機及び処理容器補助金ということで、環境衛生に関することがずっとのってます。同じように今度は2項の清掃費になって、やっぱり清掃ですから、ごみ関係のことがずっと続いているんです。何で保健衛生と清掃費に分けて、ごみが双方にまたがって出てくるのかと。とりわけ環境衛生が保健衛生の方に入って、清掃費の1目の清掃総務費の中に環境衛生組合負担金ということで、環境衛生の組合に対する負担金が金額的には大きいですけど、だったら当然保健衛生は保健衛生にして、環境衛生は環境衛生でくくりにするのが当然だというふうに思います。それで、私はやってほしくなかったのは清掃費の末尾を見てほしいんですけども、上水道施設なんです。し尿処理の後に上水道を持ってるのがどこにあるかちゅうんですけど、当然保健衛生の次に上水道を持ってきて、その次に環境衛生を持ってきて、その中でもごみやし尿も一緒に取り組むというのが当然の、これは挟間のやり方なんですけど、そういうふうに配慮をしてほしいということです。

いろいろありますけれども、先ほどからほかの人が言えないから、早くやめてしまえちゅう御意見も多々いただいたのでやめます。

以上です。はい。

議長（後藤 憲次君） 財政課長。

財政課長（米野 啓治君） 財政課の米野です。余りにも多くて、どこから答弁していいか、ちょっとわからないんですが、まず、2ページでしたですか、地方消費税交付金でしょうか、暫定予算と比べて約4億円ぐらい減ということなんですが、これをすべて地方消費税交付金、これは確かに見込み過ぎでございます。特例交付金につきましては決算、9月30日までに消化しております。

それから、普通交付税の減額の理由、これも普通交付税につきましては9月30日まで結構、国、県の補助金等が入ってこないのが充当して、かなりの減額となっております。要は、これは普通は見込み違いということで、当初予算ですので、減額とは私言えないのではないかと考えているんですが。

それから、10ページでしたですか、債務負担行為の件ですが、これは確かに8番議員の言われたとおりでございます。今現在、なかなか暇がなくて、こういうふうに予算書が間に合わなくてつくった次第でございます。今現在、わかりやすくつくり変えておりますので、できましたら各議員さんに資料としてお渡ししたいと思います。

それから、総括が1で、歳入、歳出にも2、3をつけるということなんですが、これは確かにこれはすべてが総括となっておりますので、1にしたのではないかと考えております。ただし、わかりやすくするには2、3として挟間方式というか、それがいいのではなからうかと考えております。

それから、起債の件でございますが、38ページですか、合併特例債と推進債の内訳をと言われましたので、お知らせいたします。合併特例債5,700万円につきましては、挟間の議場に充てております。それから、合併推進債につきましては3億3,110万円ですか、これにつきましては電算システム統合業務ですか、これに1億7,970万円を充てております。それから、同じく推進債で、湯布院庁舎の改修事業に1億2,580万円、それから、IP電話システムに2,450万円を充当しております。計3億3,110万円となっております。

それから、目の数字が飛んでいるの、これはその他いろいろかなり御指摘、数字が飛んでる、それから、各目の中で費用の費が入らないのではないかとか、いろいろございましたが、何せ暫定予算、それから、本予算と忙しい中でつくったものですから、不備がありました点は今後18年度予算でしっかりと精査してお渡ししたいと考えております。

あともろもろの中ではちょっと原課の課長をお願いしていただきたいと考えております。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 次に、担当。はい、どうぞ。

人権・同和対策課長（岩尾 豊文君） 人権・同和対策課、岩尾です。ちょっと前後がわかりませんので、私の方の答弁内容を申し上げます。

52ページ、13節人権・同和対策費の1報酬、運営委員報酬につきまして答弁の内容を申し上げます。これは解放同盟が入ってるのかどうかということですが、これにつきましては、旧庄内町で同和対策協議会、庄内支部解放同盟も含めて、学識経験者を含めた同和対策に対する協議会ですけども、これにつきましては新市としては現在は立ち上げておりません。法の失効を受けて、この協議会が必要かどうかということは今、検討中でございます。現在、暫定というこ

とで上げさせていただいております。

以上です。

議長（後藤 憲次君） はい、どうぞ。

福祉対策課長（立川 照夫君） 福祉対策課の立川でございます。25ページをお願いいたします。施設訓練等支援費、市町村負担分、これについてのお尋ねなんです、これは小松寮の分だと思います。きょう園長の方がここに出席しておりませんが、私のわかる範囲でお答えをいたします。1億3,698万7,000円についてのお尋ねですが、これは小松寮に入所している方の出身の市町村から納めてもらった負担金ということで御理解を願いたいというふうに思います。

次の児童福祉費負担金、一時保育利用料負担金ということでございますが、これにつきましては、挟間保育所、西庄内保育所、ここに行かれてる方の一時保育料、例年より少しふえてるというふうに聞いております。

次が36ページの貸付金元利収入、町シルバー人材センター運営資金償還金ということにつきましてですが、挟間町の方でございます。人材センターというのは今、挟間町しかございません。

次に、65ページの児童福祉総務費の財源内訳のことでお伺いをいただきましたけども、これについては財政の当局の方とちょっと打ち合わせをいたしまして、後ほど御返答いたしたいと思っております。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） はい、どうぞ。振興局長。

湯布院振興局長（佐藤 純一君） 湯布院振興局長の佐藤です。42ページ、訴訟弁護20万円でございますが、これは旧湯布院町に対しまして損害賠償の訴訟を受けております。これにつきましては、現在、訴えを起こされまして弁護士さんに対する実費の調査の実費料でございます。議決の件でございますが、応訴をするか、それか和解をするか、今、協議中でございます。それが決まりますれば、当然議会の方に議決案件としてお願いをするようになろうかと思っております。

それから続きまして、51ページの防衛施設周辺整備総務費の時間外でございますが、これにつきましては、当然管理職は時間外の中に入ってございません。

それから、平均単価を出しまして、今のところ平均単価2,200円という積算の根拠をして、早朝1時間、それから、5時以降4時間の分の各若杉の現地連絡事務所、それから、対策本部の時間外というようなことで計上をしております。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 建設課長。

建設課長（生野 利雄君） 西郡議員の質問に答えます。

29ページ、国庫支出金、国庫補助金の目で総務費国庫補助金、議員さんが初めての節という

ことで、特定防衛施設周辺整備事業補助金 2 億 9,139 万 8,000 円の補助金についての用途は 98 ページをお願いします。この中で道路新設改良費の 13 節委託料、この中の設計管理というのが 3,372 万円、これは湯布院町の特定防衛施設で津江橋の橋梁整備予備設計委託料とか、同じく特定防衛施設の日出生台塚原線実施設計への委託料が 3,372 万円ということと、同じくその下の測量設計の中に岳本排水路用地測量の委託料と、それと 15 節の工事費の中にいわゆる湯布院町の防衛の工事が入っておるということでございます。

以上で終わります。

議長（後藤 憲次君） 答弁漏れはありませんか。はい、どうぞ。

契約管理課長（高田 英二君） 契約管理課の高田です。よろしく申し上げます。46 ページ、財産管理費の中で工事請負費と公有財産購入費の説明不足という形で御指摘をいただきましたが、お答えいたします。

工事請負費につきましては、旧庄内町のふれあい温泉の掘削事業 1,045 万 7,000 円、それから、旧湯布院町の乙丸温泉館改修工事 415 万 8,000 円、それから、旧湯布院町乙丸 3 地区集会所の改築工事 399 万円でございます。公有財産購入費につきましては、総額 7,044 万 8,000 円、旧湯布院町の庁舎横の町民いこいの広場の土地購入費でございます。この財源につきましては、国庫支出金特定防衛施設 6,400 万円と一般財源で充当しております。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 財政課長。

財政課長（米野 啓治君） 財政課の米野です。1 件、8 番議員から役職加算手当は本予算ではないがと言われた件でございますが、これにつきましては、135 ページの職制上の段階職務の級等による加算ということで、4 級、5 級、6 級、その加算手当の件でございます、これは本予算では期末勤勉手当に含んでおります。

議長（後藤 憲次君） ほかに答弁漏れはありませんか。

では、21 番、丹生文雄君に入ります。西郡均君、ちょっと待ってください。

議員（8 番 西郡 均君） 基本的には来年度の当初予算を見てくれという財政課長の弁なんですけども、それに期待して、次回で今まで言ったような指摘が繰り返されないような、そういう予算書を希望します。

ただ、それぞれ書式や書き方等については挟間方式、庄内方式という言葉を使いましたが、先ほどの総括表と歳入歳出なんちゅうのは基本の基本ですから、挟間方式もへったくれもないんです。そういうふうにするべきことをやらなかっただけの話ですから、そういうことについては一課長だけの判断じゃなくて、やっぱり周りでこういうのにたけた人がいっぱい由布市になったら

いるわけですから、そういう点ではお互い知恵を出し合って、議員あるいは住民に公表する前にそれらを厳しくチェックして提出するという努力をお互いに心がけてほしいと思います。市長の言った融和というのは、まず、庁内からそれを示さんと。これはおれの仕事ではないということで無関心でおられたら困ると。そういう点でいえばお互いにそういうのをチェックして、そして、きちっとしたものを出すというふうに心がけて、次回に期待したいと思います。次回はまた同じように厳しくチェックをしたいと思います。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 次に、21番、丹生文雄君。

議員（21番 丹生 文雄君） 21番、丹生文雄です。二、三質問したいと思います。

88ページの農業費の19節です。ここに中山間地域直接支払交付金というのがありますが、今まで挟間は何地域しかありませんでしたけども、庄内、それぞれかなり地域数、私たちも全然わかりませんので、各地区ごとの地域がわかれば教えていただきたいというふうに思います。

それから、2点目は、97ページの土木費ですが、13節の中に法定外公共物管理用というのがあるんですが、法定外公共物というのはどういうものかをお知らせいただきたいと思います。

それから、98ページ、土木費の中で道路橋梁費の15節の工事請負費、今、防衛施設の方でということでお聞きしたんですが、教えていただけるのであれば工事名、場所等についてお願いしたいと思います。

同じく98ページの道路新設改良費の15節工事請負費ですが、これも工事名、場所等がわかれば教えていただきたいというふうに思います。

それから、125ページ、災害復旧費、農業用施設、15節ですが、大変被害を受けて、農家の方は大変だと思います。かなりの数、箇所があるだろうと思いますが、箇所数についてどれくらいの箇所があるのか、お知らせを、それ地区ごとにわかれば教えていただきたいと思います。

それから、農家の方で災害を受けられておるので、工事発注ぐあいはどういうふうになっているのか、それから、工期についていつごろまでに終わらせられるのか、わかれば教えていただきたいというふうに思います。

それから、最後になりますが、106ページ、教育費、校内LANの工事についてですが、これはどういうことをされるのか、もうちょっと詳細に説明をお願いしたいと思います。今、非常に学校現場では考えられないような今、事件が起きております。皆さんも御承知のとおりだと思いますが、LANの配線によって学校側と保護者との情報の共有ができるようになるのか、その辺もお聞きしたいと思います。

以上で終わります。

議長（後藤 憲次君） はい、どうぞ。

農政課長（平野 直人君） 21番、丹生議員さんの質問に対してお答えをいたしたいと思えます。農政課の平野です。よろしくお願ひします。

まず、中山間地域の直接支払制度のことについて答弁を申し上げたいと思えます。旧3地域ともそれぞれ中山間地域の直接支払いを行っております。

まず、挾間町につきましては、農政五法の中に該当しておりませんものですから、一般の直接支払制度には該当いたしません。そういうことから、知事の認可を受けて特認地域ということで指定を受けております。認定をしてる集落が8集落でございます。面積からいまして245町歩ということになるかと思えます。ヘクタールということになるかと思えます。額にいたしまして4,799万8,000円でございます、先ほど特認地域ということでございまして、補助率が他の地域と異なります。国庫が3分の1、県費が3分の1、市費が3分の1という補助率になっております。

次に、庄内地域でございます。庄内地域は一般の地域でございまして、29集落が該当しております。申請をしております。それから、個別協定と申しまして認定農業者に対するとおの個別に支払制度の認定を受けております。個人名で言いますと16名の方が該当をしております。面積でいきますと881ヘクタールという数字になるかと思えます。額にいたしまして1億7,859万2,000円という金額でございます。湯布院地域とも同じですが、補助率が、国が2分の1でございまして、県が4分の1、市が4分の1という補助率になっております。湯布院地域におきましては3つの集落と1名の個別協定を結んでおります。面積で62ヘクタールという数字になっております。金額にいたしまして608万3,000円という数字でございます。

それから、耕地災害の件につきまして御回答いたします。災害件数は災害箇所数じゃなくして、査定箇所数ということで御理解願ひたいというふうにお思えます。挾間が110件、これが農地災害の方です。庄内が200と、湯布院が60、計370カ所が農地の災害でございます。施設災害が、挾間が50、庄内が30、湯布院が20ということで計100でございます。今、災害は査定中ございまして、来週いっぱい耕地災害の査定はかかります。そういうことございまして、補助率につきましては率が確定をしておりません。1月の上中旬に動向申請という申請がございまして、これは施設に関する災害の補助率を高めるために、国の方に申請するものでございまして、その動向申請をして、後でないと補助率が決まりません。今、暫定で農地が9割補助と、それから、施設が95%来るであろうということで予定をしながら予算を計上させていただいております。額につきましては、予算書にのってるとおりでございます。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 建設課長。

建設課長（生野 利雄君） 21番、丹生議員の質問にお答えしたいと思えます。

97ページの土木管理費の中の委託料、法定外公共物管理用ということで、法定外公共物とは里道、水路及び旧町でいえば町道の道路敷が今までは、これは国有財産、国の方が管理をしていたが、これを国の方から各合併前までは町村が譲与申請を受け、その町へ譲与をもらって、町が管理するという法でございます。

そして、譲与申請を行ったときに、18年の3月までは全国皆、国有財産を譲与を受けなくてはならないんですが、譲与申請の町道の道路敷分が、いわゆる今は市道ですけども、未申請分があるということで、財務局、九州整備局の大分財務事務所の国有管理官から指摘があり、その分の委託料を上げたということでございます。

次に、98ページの道路橋梁費の15節の工事請負費1億1,606万9,000円ということでございます。この金額については旧町の側溝整備、路肩修繕、あるいはのり面修繕等の経費でございます。ちなみに、詳しいことということで、非常に路線名が多く、金額的には、挾間町が2,199万9,000円、庄内町が6,995万円、湯布院町が2,412万円、1億1,606万9,000円の金額です。あくまでこの金額は維持補修の金額でございます。

そして、同じく98ページの道路新設改良費の中の工事費5億7,530万9,000円、この工事費については、挾間町で申しますと市道向原別府線、七蔵司とか、同じく市道時松中央線、庄内町では主なものは久保台線の改築事業、宇南小松台線の改築事業、湯布院町では並柳線改良舗装事業とか、奥江線の改良舗装事業。金額については、挾間町が1億7,712万円です。庄内町が2億3,889万5,000円、湯布院町が1億5,928万5,000円、計5億7,530万9,000円です。

以上です。

議長（後藤 憲次君） はい、どうぞ。

契約管理課長（高田 英二君） 契約管理課ですけど、補足説明といいますが、農地災害の方で査定が終わってます工事につきまして入札を今月初めの方にやっております。それにつきましては、庄内町を16件、挾間町21件、工期については年度内の完成という形で、一応入札を終わっておりますので、御報告しときます。

議長（後藤 憲次君） はい、どうぞ。

学校教育課長（太田 光一君） 学校教育課の太田です。106ページの15節工事請負費2,030万円でございますが、これにつきましては、小、中学校の各教室への校内配線の整備でございます。旧庄内町、旧湯布院町の各小、中学校でございます。挾間町におきましては既に配線済みでございます。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 以上で答弁終わったかな。いいですね。はい。丹生文雄君。

議員（２１番 丹生 文雄君） 学校教育の方について、今、LAN配線についてもう一度お聞きします。それが終われば、今、非常に、先ほど申しましたように学校では今、何が起こるかわかりません。新聞紙上で大変な事件が起きております。学校側と保護者側との情報の共有ができるようになるのかどうか、お聞きいたします。

議長（後藤 憲次君） はい、どうぞ。

学校教育課長（太田 光一君） その件につきましては、現在のところ、まだ学校と家庭の情報等々は現在は考えておりません。

議長（後藤 憲次君） 丹生文雄君。

議員（２１番 丹生 文雄君） 大変大事なことでありますので、ひとつそういう方向に向けて情報公開ができるようにぜひお願いをして、私の質問を終わります。

議長（後藤 憲次君） はい。

ここで休憩します。午後は１時から再開をします。済いません。

午後 0 時00分休憩

.....  
午後 1 時00分再開

議長（後藤 憲次君） 再開いたします。

次に、１１番、二宮英俊君。

議員（１１番 二宮 英俊君） １１番、二宮です。四、五点ほど質問をしたいと思います。

まず最初に、２６ページの衛生費使用料なんですが、そこにし尿処理施設の使用料と、ずっと飛びまして８４ページ、委託料の中にし尿処理業務というのがあるんですが、私たち挟間の出身で、こういうのは今まで民間等がしておりましたので、どういうことか、詳しい説明をいただきたいと思います。

それと次に、３６ページの２１款の諸収入の貸付金元利収入の件なんですが、この中に前の挟間町のまた話なんですが、挟間町の場合は地域総合整備資金貸付金の償還等が今まで計上されてたんですが、今回のってないんですが、最後の剰余金等で一緒に含めて上がってきてるのかどうか、その点についてもお尋ねをしたいと思います。

それと、４６ページの公有財産購入費なんですが、先ほども説明がありましたようにいこいの広場ということなんですが、面積が幾らぐらいだったのか。先ほど休憩時間に湯布院の議員さんからもお聞きしたんですが、議決があったということなんですが、面積を教えてくださいたいと思います。

次に、４７ページの１５節の工事請負費なんですが、分譲宅地造成事業ということで、これは場所はどこでやるのか、恐らく定住促進事業ですか、と思うんですが、場所を教えてくださいたい

と思います。それと、何区画ぐらい計画をしているのかどうか。

次に、119ページの社会教育費の中の19節の自治公民館活動助成金という429万円上がっております。これは3町合わせての金額なのか、その辺の明細をお聞きしたいんですけども。

それと最後に、123ページの体育施設費の中の委託料なんですが、説明では湯布院の設計管理の分なんですが、湯布院のスポーツセンターの分で、アスベスト対策ということなんですが、今、現状として体育館が、スポーツセンターが使用されてるのかどうか、その点についてお尋ねをしたいと思います。

以上です。

議長（後藤 憲次君） はい、どうぞ。

環境課長（麻生 哲雄君） 環境課の麻生でございます。議員さんのまず26ページの御質問ですが、これは日出生台の演習場のし尿処理施設の使用料でございます。

それから、84ページのし尿処理業務1,190万2,000円でございますが、これにつきましては、し尿処理業務の委託料と、あともう二点ほど入ってまして、陸上自衛隊がありますので、日出生台の演習場の分と、それから、陸上自衛隊の湯布院駐屯地の分のし尿の収集委託をこちらの方には入っております。ちなみに、その分でもう一度前に戻っていただきますと、27ページにもう一つわかりにくいと思うんですが、衛生手数料の中にし尿処理ということで、歳入の方が駐屯地日出生台ということで532万6,000円入っております。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） はい、どうぞ。

契約管理課長（高田 英二君） 46ページの公有財産購入費の土地購入代金の旧湯布院町の町民いこいの広場の件でございますが、土地が4筆746.67平米、建物が2棟の335.25平米、その2つでございます。

議長（後藤 憲次君） はい、どうぞ。

総合政策課長（野上 安一君） 総合政策課長です。47ページの15の工事請負費につきまして、御説明いたします。

これは庄内地域の過疎対策の一環として若者の定住とか、そういうふうなことを図っていこうという目的で、事業実施を予定しているところでございます。約300平米程度、100坪程度の土地を12画程度予定しているところでございまして、現在、宅地造成事業に向けての条件整備を調整を行っているところでございますが、いう状況の土地でございます。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 次に、財政課長。

財政課長（米野 啓治君） 財政課の米野です。36ページの貸付金地域総合整備資金貸付金の

償還金ですが、これは諸収入の中の雑入に入っております。雑入の38ページの財政課剰余金の中に入っていると思います。

議長（後藤 憲次君） はい、どうぞ。

庄内振興局長（大久保眞一君） 庄内の振興局長の大久保でございます。先ほど47ページの総合政策課長が御答弁をいたしました。場所が抜けておりましたので、私の方から御説明をさせていただきます。

この場所につきましては、現在、総合運動公園があります。その団地が私有地となっております。それと、現在、東庄内小学校がありますが、その中間地が場所ということでございます。

議長（後藤 憲次君） はい。

生涯学習課長（甲斐 裕一君） 生涯学習課長でございます。119ページの自治公民館の活動費、これについての件でございますが、これは挟間町分だと思っております。

議長（後藤 憲次君） はい、どうぞ。

体育振興課長（佐藤 省一君） 体育振興課の佐藤です。123ページ、13の委託料の件でございますが、湯布院スポーツセンターにアスベストが使用されております。使用されてる場所につきましては、体育館の2階の周辺と天井部分、約1,836平米使用されております。7月28日に体育館の使用禁止を行うとともに、一部を採取いたしまして検査に出しております。石綿が含まれてるという結果が出ております。7月28日から使用はいたしておりません。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 二宮英俊君。

議員（11番 二宮 英俊君） 47ページの今、分譲宅地なんですけども、実はこれ今、東庄内小学校の校区だろうと思うんですけども、挟間がやはりこういうふうな分譲宅地をした経緯があるんですけども、今回の分の中で、小学校の複式とか、いろいろ件があるんですけども、今後こういう計画をするときには学校校区単位で複式の解消になるようなところに今後計画を立てていただければ大変ありがたいなと思っております。

それと、119ページの負補交の公民館活動助成金、これは旧挟間だけの分と今、説明受けました。先日、旧挟間地域の中で駅伝町内 町内といいますか、地域内一周駅伝があったんですけども、来年からこういう補助金はなくなるから参加せん方がいいよというような話があるんですけども、来年度の予算のときにこういった行事に参加することによって、それぞれの公民館に助成金を与えるといいますか、そういう公民館活動を促すためにもこういうのは由布市全体で必要じゃなからうかなと思ってるんですけども、その辺についてもまた検討をお願いしたいと思います。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 答弁はいいですか。

議員（11番 二宮 英俊君） 公民館の分だけちょっと済いません。

議長（後藤 憲次君） 公民館の分だけ。

生涯学習課長（甲斐 裕一君） 生涯学習課でございます。今の御質問でございますが、今3町とも自治公民館の助成金、これがまとまっておりません。均等といいますか、それで、今うちの方では均等した額をどのくらいにするのか、今、検討中でございます。

そして、先ほど言いました駅伝大会等につきましては、今、体育振興課の課長おりますけど、分科会の話では合併の前には伝統ある行事、これについては残していこうじゃないかという取り決めはしております。

以上です。

議長（後藤 憲次君） いいですか。はい。

次に、1番、小林華弥子さん。どうぞ。

議員（1番 小林華弥子君） 七、八点お伺いいたします。

まず、これすべての項目においてなんですが、今までいろんな議員さんがそれぞればらばらとお聞きになったんですが、基本的にいろんなとこの15節で工事請負費の明細説明がないと、8番議員も指摘されましたけど、それで、各議員さんがいろんな気になる部分をお聞きになって、幾つか聞きましたけれども、できればこれ全部資料にして配付していただきたいと思います。どういう工事費なのか、知りたいと思います。

で、特に私が知りたいところだけでも、先に今わかればと思ってお聞きいたします。96ページ、観光費の中の工事請負費5,000万円、これが何の工事なのかというのと。あと110ページの学校建設費の工事請負費、これの具体的な中身、どういう工事なのか。で、これについては財源が地方債が出ております。この地方債の分は多分17ページに出ています教育施設整備事業債、これが当たるのかなと思うんですが、これが当たるかどうか。それで、ちょっと勉強不足で申しわけないんですが、教育施設整備事業債というのはどういう起債なのかを教えてください。

あともう一点、104ページの消防施設費の中の工事請負費510万円、あとうち新規分が45万円あります。これの新規の工事内容なども教えてください。基本的にはこの工事請負費については全部どういう工事なのか、概略でもいいので、内容がわかるものを後日、資料の配付をお願いしたいと思います。

2点目、これも幾つかの課に共通するんですが、48ページ、ちょっと私、総務委員で総務費のところを引用してしまうの申しわけないんですが、すべての課に共通しますので、賃金の中の臨時職員うち新規分ということで、先日の説明の中では会計課への異動した分に補充したと言いますが、今、臨時職員のいわゆる事務補助の臨時職員というのは何名雇用しているのか。で、湯

布院の場合は合併と同時に臨時職員、事務職はほとんど一度解雇したんですが、その後、雇用したのか、合併後に雇用したのかどうか。で、今後そういう事務補助の臨時職員を雇用する予定があるのかどうかということをお聞きしたいと思います。

3点目は、90ページ、90ページの畜産業費の中の負担金補助及び交付金の中の草地林地一体化利用総合整備事業補助金、うち新規分110万円、これの説明、どういうものなのかを説明してください。

それから、117ページの下の方ですが、13節の委託料の中の各種委託料で400万円ほど上がっています。この各種委託料の中身は何か、教えてください。

あと最後ですが、123ページ、今の質問にも関連するんですが、スポーツセンターの件ですけれども、今回設計管理で200万円上がっています。アスベスト対策ということで、今、7月28日から使用禁止中だというふうに説明がありました。先日の提案理由の説明の中で、これは設計監理ですけども、工事費が6,500万円ぐらいかかる予定だと。緊急性を要するので、専決処分したいというふうな説明がありましたが、これを専決するという緊急性というのはどういうことなのか。6,500万円の工事を専決処分するというのはちょっとひっかかるので、どういふふうに専決処分する理由で、どう専決されるのかをお伺いしたいと思います。

以上です。

議長（後藤 憲次君） はい、どうぞ。

商工観光課長（吉野 宗男君） 商工観光課の吉野です。よろしくお願いたします。96ページの15節工事請負費5,059万6,000円の内訳でございますけども、旧庄内町の男池の園地の改良事業費が3,000万円です。それと、城ヶ原のトイレの改修工事、これが1,400万円、それと神楽殿の照明工事159万6,000円、残り約500万円程度になりますけども、水害を受けました男池の水路の変更工事ということで5,059万6,000円でございます。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） はい、どうぞ。

学校教育課長（太田 光一君） 学校教育課の太田です。110ページの学校建設費の工事請負費でございますが、これにつきましては、挾間町の由布川小学校の大規模改修工事でございます。

議長（後藤 憲次君） はい。

生涯学習課長（甲斐 裕一君） 生涯学習課でございます。117ページの13委託料でございますが、各種委託料というのはこれちょっと記載が皆さんに対して失礼だと思っております。これ湯ノ平公民館、それから、川西公民館等によります委託の職員の方の委託料でございます。それと公民館費の中の工事費600万円とあります。これは湯布院公民館のトイレの改修工事の額でございます。

以上です。

議長（後藤 憲次君） はい、どうぞ。

総合政策課長（野上 安一君） 総合政策課の野上です。御指摘の104ページの15の工事請負関連でございますが、消防施設費に計上しておるものは電源立地関係の予算でございます。うち新規分の45万円につきましては、挟間地域の向原地域の放送関連施設の事業でございます。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） はい、どうぞ。

農政課長（平野 直人君） 農政課の平野です。90ページの草地林地一体化利用総合整備事業の110万円でございますが、本年度は五万木牧場、北部牧場を実施しておりまして、単なる事業費の増でございます。

議長（後藤 憲次君） 総務課長。

総務課長（篠田 安則君） 総務課、篠田です。48ページの賃金ですが、これは会計課の業務の方に挟間の地域振興課より業務援助ということで出ておりますので、その関係で臨時職員を1名雇用するということでございます。

御質問の事務補助の臨時職員の人数ということでございますが、合併以降新たに事務補助として雇用しているのは収納課に1名雇用しております。これにつきましては、職員が病気療養ということで休暇しているということで補充をいたしております。全体の人数といたしましてはちょっと今、資料を持ち合わせていませんので、後日また資料を提出させていただきたいと思っております。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 総務部長。

総務部長（三ヶ尻隼人君） 総務部長でございます。臨時職員の今後の雇用の考え方でございますが、経費節減の折、基本的には雇用しないという方向でのぞみたいと思っておりますが、緊急やむを得ない場合のみにつきましては、その対応を考えていきたいと考えております。

議長（後藤 憲次君） 財政課長。

財政課長（米野 啓治君） 123ページの委託料の体育館、アスベスト除去工事でございますが、この分につきましては、由布市の新規事業で、工事設計費と工事費が同時に上がってきました。財政課といたしまして留保財源というか、財源がなくて、とりあえず急を急ぐといいますが、設計を上げておきまして今現在、起債の申請をしているところでございます。それで、起債が見つかり次第、すぐ専決処分をお願いしたいということを申し上げました。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 財政課長。

財政課長（米野 啓治君） 教育施設の分につきましては、由布川小学校大規模改造事業の起債

でございます。この分、スポーツセンターのアスベスト除去工事は上がっておりません。教育施設整備事業債につきましては、教育施設の整備、それから、教育振興を図るための起債でございます。

議長（後藤 憲次君） 1番、小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） 詳しくは委員会中での審議に任せたいと思います。あと2点だけ、もう一点聞き忘れました。96ページ、商工費の中の観光費で19節の観光協会補助金100万円ちょっと出ています。観光協会補助金、この観光協会というのはどこの観光協会なのか、いろんな観光協会が幾つかあると思うんですが、どこの観光協会への補助金なのか、教えてください。

もう一点は、先ほどのアスベスト対策の専決処分の件なんですが、留保財源が見つければ、すぐに専決をしたいということですが、これはちょっと専決処分することに大きな問題があると思います。まず、大体7月28日からずっと使用禁止になっていて、財源がついたとはいえ、前の湯布院町で議決していたとはいえ、新しい工事が6,500万円始まるわけですから、それを新しい議会で専決というのは非常に不適切ではないかと思います。で、1日、2日を争うような緊急事態ではなく、7月28日からずっと使用禁止にしているわけですから、これはぜひ専決ではなく、議会に報告をすべき、上げてくるべきものだと思います。ぜひそういうふうにしていただきたいんですが、それ検討していただけますでしょうか。

議長（後藤 憲次君） はい、どうぞ。

環境商工観光部長（小野 明生君） 環境商工観光部の小野でございます。96ページの19節の観光協会補助金でございますが、これは旧湯布院町の観光協会の補助金として上げております。

議長（後藤 憲次君） 小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） 旧湯布院町の観光協会というのはどうして、旧湯布院町の観光協会というのはまだ現存しているんですか。私が見てる限りでは旧湯布院町観光協会というのは前の湯布院町長が協会長だった観光協会のことだと思うんですが、その観光協会がまだ現存していて、そこに補助金を出すということですか。

議長（後藤 憲次君） 観光部長。

環境商工観光部長（小野 明生君） これは旧湯布院町の観光協会は17年度まで予算をそのまま暫定予算で継続しております。

議長（後藤 憲次君） はい、どうぞ。

体育振興課長（佐藤 省一君） 体育振興課、佐藤ですが、13の委託料の体育館の工事の設計委託でございますが、4月、5月に教育合宿が約20団体4,500名が既に予約が入っております。それで、設計終わりましたら、専決処分で工事費を組んでいただきたいと要望しています。

議長（後藤 憲次君） いいですか。はい。

次に、24番、山村博司君。

議員（24番 山村 博司君） 24番、山村。4点発言の通告をしましたが、1点は先ほど説明がありましたので、省略させていただきます。

まず、1点目は、歳出の46ページから47ページにあります2款の総務費の中の1項の総務管理費の中で8節の報償費11節の需用費、それから、13節の委託料を含めて7件で130万円の地域フォーラムという新しい予算がありますが、この地域フォーラムの新規の事業ですが、どういう内容なのか、どういう目的なのか、いつ行うのか、その点について1点お尋ねします。

続きまして、2点目は、49ページの同じく2款の総務費の中の8節の報償費、市制発足記念式典47万3,000円とありますが、これはどのような方法で、いつ行うのか、その内容についてお尋ねをいたします。

それから、3点目は、88ページの6款の農林水産費の中の19節負担金補助及び交付金、この中で金額は少ないんですが、強い農業づくり交付金40万9,000円ありますが、今、農業が大変厳しい中にありますけれども、強い農業づくり交付金というので、内容が非常にいい内容になっておりますが、どのような交付金なのか、どこにどのようにして出すのか、その具体的な方法についてお尋ねをしたいと思います。

4点目は、先ほど言いましたように90ページの農林水産費の中の草地林地一本化利用総合整備事業補助金、これは先ほどありましたので、省略させていただきますが、私の要望として、先ほど小林議員が言いましたように工事費等大きいのが、億を超えるようなのが幾らでもありますが、これは予算書の中に明細をつけた方がわかりやすいんじゃないかと思えます。この1点を要望いたします。

以上です。

議長（後藤 憲次君） はい、どうぞ。

総合政策課長（野上 安一君） 総合政策課長です。山村議員の御質問にお答えします。

46ページ、47ページに掲載しております地域フォーラムの関係の新規予算でございますが、一部国の補助を予定しておりますして、新市の立ち上げの式典等を2月の中下旬に予定されておりますが、これらに関連いたしまして、市長が掲示しております融和、協働、発展に向けての新市の立ち上げに関連するさまざまな市民との新しいまちづくりに向けての検討会を予定してるところです。ある意味では中央からの先生のお話も聞きながら3地域が融和に向けて、あるいは協働に向けて、発展に向けてのまちづくりに対するヒント、あるいは総合計画策定に向けてのヒントを得るためのフォーラムを実施していきたいというふうに考えておりまして、新市の記念式典に並行した行事を実施していきたいというふうに考えてるところですので、御協力をお願いいたします。

議長（後藤 憲次君） 総務課長。

総務課長（篠田 安則君） 総務課の篠田です。山村議員の御質問にお答えいたします。

市制発足記念式典についての内容ということでございますが、49ページから50ページにかけて予算をお願いしておるわけでございますが、これは10月1日に3町が合併して、新市由布市が発足いたしました。これを祝う記念式典でございます。現在、予定については、県の方とも協議をする中で、2月15日に実施するという方向で県と今、協議をしているところでございます。場所については会場の都合等もございまして、挟間の未来館、ここの会場を使う予定で今、調整をしているところでございます。

内容につきましては、総務省からの総務大臣も案内する予定ですが、来るか来ないか、そこら辺はまだ確定しておりません。それから、県知事を招いて祝賀会を開催するという予定をしておりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

議長（後藤 憲次君） はい、どうぞ。

農政課長（平野 直人君） 農政課の平野です。山村議員さんの質問に対してお答えをいたしたいと思えます。

88ページの強い農業づくり交付金のことでございます。この予算は後継者グループを中心とした経営者会議というのがそれぞれ旧村単位にあります。その組織の強化と経営力の強化を図ることを目的として予算化したものでございます。この指導に当たりましてはJAあるいは農業改良普及所、市の農政課、三者で指導してまいりたいというふうに思っております。補助率につきましては、県が2分の1、市が2分の1ということになっております。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 総務課長。

総務課長（篠田 安則君） 濟いません。先ほどの質問にお答えが漏れておりました。報償費につきましては、記念品として招待者、来賓者、合わせて450人ぐらいを予定しております。それに対する記念品代ということで計上しております。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 山村君。

議員（24番 山村 博司君） それでは、1点だけ質問をいたします。

先ほど88ページの強い農業づくり交付金40万9,000円ありますが、説明によりますと後継者、経営者会議を中心に組織の強化を図るということですが、今度3町合併しましたが、その中で経営者会議の組織が旧町、3町含めて幾らあるのか、3町、各町一組織ずつあるのか、何組織あるのか、その点を1点お尋ねします。

議長（後藤 憲次君） はい。

農政課長（平野 直人君） 農政課の平野です。お答えをいたします。

旧町村単位に一つの組織がございます。3地区を合わせたものを改めて再編成をいたしまして、組織強化を図ってまいりたいというふうに思っております。

議長（後藤 憲次君） いいですか。

議員（24番 山村 博司君） わかりました。終わります。

議長（後藤 憲次君） はい。

次に、16番、田中真理子さん。

議員（16番 田中真理子君） 16番、田中です。よろしくお願いいいたします。それでは、初めに42、43ページの2款1項1目13節から15節にかけてあるんですが、今まで少し出てるんですけど、湯布院庁舎の改修工事、それから、挟間庁舎の改修、それから、庄内町の改修とありますが、どのあたりが当たるのか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

それと、今、地域フォーラムのことについては説明いただきましたので、省かせていただきます。

それと、48ページの2款1項7目の13節の委託料の中の情報セキュリティ外部監査業務、これ少しお聞きしたんですけど、もう少しちょっと説明をしていただきたいと思います。

それと、49ページの2款1項9目19節のコミュニティ助成事業の内容の説明、庄内町柚の木の野外施設補助金ということはわかってるんですが、もう少しどういうものを説明していただきたいと思います。

それと、新市発足記念式典については今、説明いただきましたので、省かせていただきます。

それから、51ページ、2款1項12目の11節の米海兵でいいんですか、これについて少しどういうことか、説明していただけませんでしょうか。今まで余り接したことがないので、どういう状況かわかりませんので、この点について少し状況説明をお願いいたします。

それから、56、57ページですが、2款4項3目全般にわたるんですが、市長、市議会議員選挙費用の使用状況についてです。恐らく経費はかかると思うんですけど、3節の職員手当、時間外勤務手当とかの延べ人員、それから、看板委託料なんですが、今回アルミに変えて、かなり100何十カ所か立てたと思うんですが、そういうときはもう既に1社を指定をしてるのかどうか、そういうようなことについてちょっとお聞きしたいと思います。

それから、89ページになるんですが、6款1項の3目19節の中の一番下にあります安全野菜供給産地助成金です。それについて少しどういう内容か、説明をお願いいたします。

それと、93ページ、これの6款2項の同じく19節のみずから取り組む鳥獣被害対策事業、これについてもみずからとありますから、本当に自分たちで取り組んでるのだろうと思うんですけど、ちょっと説明お願いいたします。

それと、最後に96ページ、7款19節の負担金なんですけど、また各種負担金と書いてるのを少し内容をどういふものか、御説明をお願いいたします。

それと、最後にですけど、今までいろんな予算とかの配分についてお伺いしてるんですけど、これから一般財源、それから、いろんな収入がほかにあると思うんです。それを市全体としてどのようなふうにして検討していくのか、それぞれで使うお金を要求したら切りがないと思うんですけど、全体市としてどのように使っていくか、少し考えてる点がありましたら、お聞かせいただきたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 政策課長。

総合政策課長（野上 安一君） 田中議員さんの御質問にお答えをいたします。

48ページの情報セキュリティ-外部監査業務につきましてでございますが、電算業務のセキュリティ、安全、安心で、外部から内部の情報が漏れないようにするための業務の委託でございます。これにつきましては今、職員に関連いたしまして約600名の電算が通じてるところでございますが、それらにつきまますさまざな役所の情報が流れてるところでございます。これらについて情報が漏れてるか、漏れてないかというふうなことで、内部でも調査を十分やってるところでございますけど、大分県の各市町村で統一いたしまして、現在この行動を行っているところございまして、外部による監査によって、より安全に情報が漏れてないかというふうなことを調査する委託業務でございます。ちなみに、共同調達によりまして外部委託はNTTさんの方に委託をして、調達をしてるところでございます。

それから、もう一点の49ページのコミュニティ助成事業の内容につきましてでございますが、これにつきましては、自治宝くじの100%補助事業をいただきながら事業を実施してるところでございます。庄内町の柚の木地区というところございますが、ここにゲートボール場等がございますが、これらの屋内休憩施設、あずまやというふうに理解していただければいいかと思うんですが、お年寄りの皆さんがより安全にゲートボールを楽しんでもらうための屋外の休憩施設をこの助成事業をいただいてつくる事業でございます。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 総務課長。

総務課長（篠田 安則君） 総務課、篠田です。田中議員の御質問にお答えいたします。

市長、市議会議員の選挙費全般についての使用状況ということでございますが、特に、その中の職員手当ということでございますが、10月30日に執行されました市長選挙、市議会議員選挙、これに係る職員の手当でございますが、1週間前からの期日前投票、これは旧庁舎、各庁舎ごとに期日前の投票所を設けて、夜8時までの投票をしておりました。で、10月30日の当日の投票、開票、合わせて180人の職員で対応いたしております。合計201名というような期

日前で21名、それから、投開票で180名ということで201名という人数になっております。

それと、看板の設置でございますが、これは1社ではなく、入札をいたしまして、落札業者アルファクスフードシステムという会社にこの業務を委託いたしております。

以上です。

議長（後藤 憲次君） はい、どうぞ。

湯布院地域振興課長（秋吉 洋一君） 湯布院の地域振興課長の秋吉と申します。よろしく願いいいたします。51ページでございます。12目の防衛施設周辺整備総務費の中の11節需用費について御説明申し上げます。

まず最初の消耗品でございますけども、これにつきましては帽子、腕章、ほかに一般事務消耗品、そういうものを考えております。帽子、腕章につきましては、約40個を予定いたしております。以前、合併前につきましては、旧湯布院町の腕章があったのでございますけども、それを由布市の腕章につくり変えるということで御理解を賜りたいと思います。

続きまして、燃料費でございますけども、これにつきましては、日出生台演習場に隣接いたします若杉地区という自治区がございます。その小、中、高校生、総員で約14名でございますけども、子供たちの通学の安全を確保するために燃料代を配付するというにいたしてございます。

続きまして、印刷費でございますけども、これはいろんな訓練等々警備関係、もろもろの写真代ということでよろしく願いいいたします。

最後に、光熱水費でございますけども、これにつきましては、現地の若杉連絡所、その電気代を3万円計上させていただいております。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） はい、どうぞ。

農政課長（平野 直人君） 農政課の平野です。田中議員の質問にお答えをいたしたいと思いません。

安全野菜供給産地とはということでございますが、これは旧庄内町でトマトの栽培をしております。このトマトは広域出荷をしております、このトマトの広域出荷組合の中の申し合わせ事項といたしまして防虫ネットを張って、殺虫剤を使わないトマトのつくり方を提供しております。したがって、防虫ネットを張る助成金ということになるかと思えます。

次に、みずから取り組む鳥獣被害対策のことについて説明を申し上げたいと思えます。この事業は今年度、大分県が初めてモデル事業として行う事業でございます。集落ぐるみで、みずから取り組む体制をつくってほしいということでございます。この事業は地域ぐるみで行う事業と追い払い対策ややぶ掃除活動等の2つの分野に分かれておりまして、金網等を張る部分が、県が

3分の1、市が3分の1、地元が3分の1という補助率になっております。ということでございまして、あとの操作の分は、県が2分の1、市が2分の1ということで10万円別途予算措置をしております。ということでございまして、今までは広域駆除対策とかあったわけなんですけども、そういうものを廃止をして、集落ぐるみで集落の中にイノシシだとかシカだとか、入らないような対策を講じてみたいということで、モデル事業でございまして、これが効果をなせば、次年度以降もこの事業を続けていきたいということでございます。

議長（後藤 憲次君） はい、どうぞ。

商工観光課長（吉野 宗男君） 商工観光課の吉野です。田中議員さんの御質問に御回答申し上げたいと思います。

96ページの19節各種負担金の440万7,000円の内訳でございますけども、一番主なものは湯布院駅舎の改修工事ということで332万円、それと湯布院映画祭が30万円、牛喰い絶叫大会30万円、その他はそれぞれ小さな負担金でございます。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 一応答弁が終わったようですが、田中真理子さん。

議員（16番 田中真理子君） はい、大体わかりました。最後の今、五福のモデル事業を集落ぐるみで取り組むみずからの鳥獣ですが、対象はイノシシとか、そういうことだと思うんですけど、今、挾間町でも猿とか、いろんなの出てるんですけど、そういうところは該当しないんですか、1カ所だけでしょうか。

議長（後藤 憲次君） はい、どうぞ。

農政課長（平野 直人君） 農政課の平野です。田中議員の質問にお答えをいたしたいと思えます。

これは先ほど言いましたようにモデル事業ということでございまして、由布市管内に1カ所ということです。そういうことでございまして、猿対策は別途考えていかなければいけないことだというふうに思っております。そういうことでございます。

議長（後藤 憲次君） 田中真理子さん。

議員（16番 田中真理子君） じゃ最後に、どなたか来年度の予算のあり方、それについて1人お答え願いたいんですが。

議長（後藤 憲次君） 財政課長。

財政課長（米野 啓治君） 田中議員にお答えいたします。

収入に対してと言いますが、3町合併したわけでございますので、それぞれの地域に応じた応分の事業費等を検討しながら、地域のバランスを考えながら収入等を配分していくのがよいんじゃないかと思っております。

議長（後藤 憲次君） いいですか、はい。

次に、9番、淵野けさ子さん。

議員（9番 淵野けさ子君） 9番、淵野でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。60ページの3款民生費13節の委託料でございます。福祉バス運行業務、予算が1,060万4,000円とございますが、福祉バスの運行業務に関しましては各町によって特色があると思ひます。実施されているところの特色の違いと申しますか、今後の課題、それから、今までの年間予算、それぞれの年間予算が幾らなのか、教えていただきたいと思ひます。

次に13節の委託料の次の次の段に配食サービス事業587万円とあります。この配食サービス事業につきましては、これは多分旧庄内町の実施されている事業かと思ひます。高齢者率の一番高いところですので、今までの行われました費用対効果と申しますか、喜ばれていると思ひますが、来年の4月から介護保険制度の一部改正に伴いまして配食サービスの内容、とてもいいことなんですが、その内容も見直されるかと思ひます。さらにまた、それを庄内町のみならず挟間町、湯布院町に対しても公平に今後の課題としてお考えがあるかどうか、お伺ひしたいと思ひます。

3点目が79ページでございます。4款衛生費の精神保健福祉費19節の負補交、さくら会共同作業所補助金についての質問でございます。今年度は法人化に向けての予算を組んでおりましたが、現在までの進捗状況をお伺ひしたいと思ひます。

以上です。

議長（後藤 憲次君） はい、どうぞ。

福祉対策課長（立川 照夫君） 福祉対策課の立川でございます。淵野議員さんの御質問にお答えをいたしたいと思ひます。

まず最初に、福祉バスということでございますが、福祉バスにつきましては、現在、挟間町でジャンボタクシーで2台で運行してございます。市役所などを經由して、最終的には医大の方に行くということでございます。次に、庄内町におきましてはジャンボタクシー同じく2台で運行していると、ほのぼの温泉や市役所、駅、医療機関などに寄っていくということでございます。湯布院地区ではバスが1台とジャンボタクシー1台、併用してございます。医療機関や同じく市役所、買い物、駅などを經由しております。それぞれの地区で停留所を定めて、時刻なども定めまして運行しているのが現状でございます。

運営につきましては、挟間地区が9コース、週に1往復ということでございます。運営費が543万円、次に、庄内地区につきましては6コース、これも週1回の運行でございます。運営費につきましては745万8,000円、湯布院地区、これも同じく6コースでございます。週1回で運営費が546万円ということになっております。この件は一般質問にも出されている方もおられますが、今後は通園、通学バスと、そして、福祉バス、そして、一部庄内の方の路線バ

スの整理統合などもいたしまして市内の循環バス、いわゆるくるりん号を現在、総合政策局が中心となりまして調整をしているというところでございます。

次に、配食サービスについてでございます。配食サービスは庄内町で今現在、実施されているところでございます。16年度決算につきましては、総事業費が約1,400万円程度、国庫が600万円、市費といいますが、庄内が出していたのが200万円程度、個人負担が1人1食当たり400円で600万円程度で実施をしておりました。現在は社協で1日当たり50食の弁当をつくって配っておるということでございます。17年度までは厚生省の補助金なんですが、食の自立支援という事業で実施をしておりました。これが御存じのように、18年度より三位一体の改革ということで、介護保険の見直しということで、この補助制度がなくなります。で、介護保険事業が適用されるということでございます。この介護保険事業の適用ということがまだ余り詳しいことが厚生省の方から出てないんですけども、要支援と要介護1、介護保険の軽い人、こういう人が対象になって実施をされるということです。これよりか重たい人についてはちょっと弁当が配れないというのが現状です。この制度の改正によりまして今言いましたように、今現在受けている人がサービスが受けられなくなるという形になりますので、18年度に向けての今後の課題ということでございます。

また、湯布院地区におきましては来年の多分2月ぐらいになる、いろいろ延び延びになったんですが、2月に民間の介護保険事業所が配食サービスを実施予定ということでございます。挟間地区におきましても、庄内で作っている、社協で作っている弁当を何とか配食したいということで、今、検討を重ねているところでございます。どちらにいたしましても、3地区で同じようなサービスを提供したいというふうに考えてございます。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） はい、どうぞ。

健康増進課長（大久保富隆君） 健康増進課長の久保でございます。渚野議員さんの質問にお答えをいたします。

さくら会共同作業所の補助金についての進捗状況でございますが、基本額といたしましては500万円でございます。そのうち国からが800万円の交付金がありますので、最終的、町、いわゆるこれは大分郡3町で、共同で予算を持ち寄ってするという事業で始まっております。それが総額で420万円、このうち旧町のときに205万5,000円を支払っておりますので、今回予算書に計上されております214万5,000円、その分の残額の分でございます。この事業につきましては、平成18、19年までが法人化に向けての準備期間ということで、平成20年度に向けましてさくら会の方が法人を目指して今現在、研修等を積んで勉強中でございます。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 一応答弁が終わってる。淵野けさ子さん。

議員（9番 淵野けさ子君） ありがとうございます。福祉バスにつきましては、一般質問でさせていただきたいと思っております。

配食サービス事業につきましても、内容は変わるかと思いますが、平等な形でなされていく計画があるということなので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それからまた、さくら会の共同作業所は、じゃ平成20年が正式な実施というふうに受けとめていいですかね。18、19年、来年、再来年でしっかり準備期間で行うということでございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で終わりです。

議長（後藤 憲次君） はい。以上で、通告による質疑が終わりました。ほかに質疑はありませんか。12番、藤柴厚才君。

議員（12番 藤柴 厚才君） 12番、藤柴でございます。4点ほど質問をいたしたいと思ひます。

まず、70ページの3款の民生費生活保護費、節13の委託料ですけれども、生活保護システム導入ということで約148万円計上いたしてあります。この生活保護システムというのはどういふものか、詳しく説明をお願ひしたい、このように思ひます。

それから、もう一点は、同じく節20にあります扶助費でございます。生活扶助費と住宅扶助費、この区分的なものはどういふような考え方で区分をしておるのか。それと、医療費の扶助費ですけれども、これは金額が非常に大きくて1億円を超してあります。これに対して延べ人員、これの対象者の延べ人員がわかれば、およそでいいですから、説明をお願ひしたい。

それから次に、122ページの10款の教育費の節13ですけれども、ここに測量費を計上してあります。945万円ということですが、これはどういふ事業のための測量費か、説明をお願ひをしたい。

そして最後に、すべての予算書を見ても、先ほど臨時職員の問題が出ましたけれども、臨時職員の賃金はすべて記載をしておるんですけれども、金額、大きい、小さいにかかわらず何人おるのか、人員が示されてない。普通の職員は示されておりますけれども、臨時職員が示されてない。特に、私が指摘したいのは74ページを参照してください。ここの職員が17名で3,000円何がしかの金額を計上してあります。

しかしながら、その下の方の臨時職員も3,000円何がしかの約、余り変わらないぐらいの金額を計上して、人員が記載されてないということで、そこら辺の何か理由があるのか、また、人員についてすべて記入を私はすべきと、このように思うんですが、そこら辺の御回答をお願ひ

したい。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） はい、どうぞ。

福祉対策課長（立川 照夫君） 福祉対策課の立川でございます。70ページの生活保護システムの導入ということでございます。生活保護費につきましては、合併をした段階で、生活保護の業務が市の方におりてまいりました。それ以前は県の方がやってあったわけですが、合併後は生活保護の業務が市の方におりてきましたので、そこで今、生活保護の受給者が世帯で501世帯、人数で647名おります。こういう人たちのもろもろの生活保護費の支給するための計算を今コンピューターでやっておりますので、導入経費が今お尋ねの148万7,000円ということでございます。

あとが先ほど言いました医療費がどれくらいになるのかと言いましたけども、先ほど言いましたように647名の方がおりますので、こういう方が病院にかかった場合に支払われる医療費ということで、特定の人数というのは計算できません。

あと生活扶助と住宅ということなんですが、生活は単なる生活費、住宅は住宅料を一応限度額、たしか今2万円前後だったと思いますが、もうちょっとあるんですか、それが上限で住宅費ということでございます。

以上でございます。

先ほど75ページの関係なんですが、これ小松寮の職員のことだと思うんですが、（「74ページ」と呼ぶ者あり）74ですね。きょうは小松寮の園長さんが見えてないので、ちょっと私ではこのところはわかりかねます。後ほどわかればお知らせしたいというふうに考えておりますけども、よろしいですか。

議長（後藤 憲次君） はい。

議員（12番 藤柴 厚才君） 私、小松寮に限定して言ったわけじゃありません。こういう予算書を見てもたらわかると思いますけど、すべて臨時職員の人数が入ってないんです。だから、そこを私は指摘、参考のために74ページを指して言っただけであります。そういうことです。

議長（後藤 憲次君） 総務課長。

総務課長（篠田 安則君） 総務課の篠田です。淵野議員の御質問にお答えいたします。

ただいま御指摘ありましたような賃金の臨時職員の人数が全く入っていないということにつきまして御指摘のとおりです。18年度につきましては、当初予算につきましては、落ちのないようにしっかりと記載していきたいと思っております。よろしく願いいたします。

議長（後藤 憲次君） はい。

体育振興課長（佐藤 省一君） 体育振興課の佐藤です。122ページの11需用費、食糧費

18万5,000円につきましては、各町村から持ち寄りの食糧費でございまして、県内一周、各スポーツ大会等の弁当代となっております。（発言する者あり）

大変失礼をいたしました。122ページの13の委託料でございまして、945万2,000円でございまして、これは2008年に行われます第63回国民体育大会のラグビー会場の実施設計でございまして、16年度に基本設計を行いまして、17年度実施設計を行ってまいます。設計の内容につきましては、天然芝2面を行っております。

以上です。

議長（後藤 憲次君） ほかに。工藤安雄君。

議員（20番 工藤 安雄君） 20番、工藤安雄です。3点ほどお聞きいたします。

まず1点目が、90ページの負補交の中の久住飯田牧場振興対策費補助金とありますが、これはどういうものか、御説明をいただきます。

それと、もう一点が78ページ、これは19節の負補交で一万二千人の祭典補助金、これの御説明をいただきます。

それともう一点が、34ページの土木費、県委託金の中の河川公園管理委託金とありますが、これはどこの河川か、どの分か、どういう委託金かということ、この3点をお聞きいたします。

議長（後藤 憲次君） はい、どうぞ。

建設課長（生野 利雄君） 議員さんの質問にお答えします。

一番最後の今、34ページが1番ということで、土木費、県委託金の河川公園管理委託金134万5,000円の河川は、同尻の草切りの委託料とか、湯布院町の地元をお願いする河川の委託料の金額でございまして。

議長（後藤 憲次君） はい、どうぞ。

農政課長（平野 直人君） 農政課の平野です。工藤議員の質問に対してお答えをいたします。

91ページの久住飯田牧場振興対策費の補助金でございまして、4,615万9,000円でございまして、これは久住飯田と言いまして、湯布院町の方は特別会計でこの処理をしておるんですけども、久住飯田の牧場というのは、農地開発は庄内町、湯布院町、九重町という3つの地域にそれぞれ事業を行ってきた農業開発でございまして。この4,615万9,000円というのは庄内町の負担する部分でございまして、湯布院町みたいに基金とか、そういうものをつくっておったんですけども、一般会計からストレートにということでございまして。庄内町部分につきましては、17年度で終了ということになります。

以上でございまして。

議長（後藤 憲次君） どうぞ。

湯布院振興局長（佐藤 純一君） 湯布院振興局長の佐藤です。78ページの一萬二千人の祭典補

助金でございますが、これにつきましては、湯布院町の一万二千人の祭典オータムフェアということで、11月20日開催されて、年に1回の商工会と共同での開催です。挟間のきちょくれ祭り、それから、神楽祭り等と同じような性質のものでございます。

以上です。

議長（後藤 憲次君） いいですか。

議員（20番 工藤 安雄君） はい。

議長（後藤 憲次君） はい。ほかにありませんか。はい、どうぞ。江藤明彦君。

議員（14番 江藤 明彦君） 14番、江藤でございます。104ページの9款消防費3目消防施設費です。この中で18節に備品購入費ということで1億2,796万4,000円が上がっております。これの内訳につきましては、救助工作車と高規格救急車ということになってます。非常に高規格救急車とか言うと、興味を駆り立たれるような名前なんですが、これの両者の機能、どういう機能を持っているのかを説明していただきたい。

議長（後藤 憲次君） 消防長。

消防本部長（二宮 幸人君） 消防長の二宮でございます。質問にお答えいたします。

救助工作車についての機能でございますけども、この機能につきましては、大型車両に従事をいたします。それから、油圧ごとのウインチを装備しております。それから、救助器具といたしまして、油圧器具、ポートパワー、カッターという交通事故、車両を切断する器具、そういうのが入っております。それから、メタルハイライト、照明、これは2,000ワットの電球が2個ついて、1キロ先まで視認できるというような高度な照明器具でございます。それから、車両を火災から守る高圧噴霧消火装置、これがついております。もしくは車両火災に出動した場合に、車両火災2台分を消火する水を積んでおります。この装置につきましては、大分県下で初の装備となります。あと来年4月1日に由布市消防本部は緊急消防援助隊、これに登録しなければいけません。その場合に、全国で2年に1度開催してる合同訓練、これに参加をしなければいけませんので、それに伴う装備、エアータント、それから、ベッド、非常用糧食、そういうものをひっくるめて積んでおります。これだけで大体五、六百万円の費用を要します。大きな それから、クレーン、これ約3トンのクレーンを積載しております。

主なものとしては以上でございます。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。江藤明彦君。

議員（14番 江藤 明彦君） 大体説明はわかりましたけど、これに伴います人員体制とか、車庫の位置がどのように計画をされているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 消防長。

消防本部長（二宮 幸人君） 消防長です。車庫につきましては、現在、由布市消防署、挟間町

鬼ヶ瀬にあります消防署でございますけども、そこに庁舎の東側に車庫を今年度予算に上げておりますけども、一応作成するようにしております。一応これは仮の車庫というような感じでございます。

それから、車庫につきましても、救助工作車と高規格救急自動車を今回購入いたしますので、予備救急車というのが必要になってまいります。その予備救急車と高規格救助工作車、この2台を収納する車庫でございます。

それから、人員体制につきましては、非常に私以下56名の職員で319平方キロの住民、地域を守っておりますけども、非常に少のうございます。ですけども、職員は今のところ何一つ不自由、文句言うことなく、真剣に業務に取り組んでおります。できたなら今後の問題として今、本部庁舎が挟間にありますけども、これが適切かというのも今後皆さん方のいろいろな意見を聞きながら詰めてまいりたいと思います。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 吉村幸治君。

議員（19番 吉村 幸治君） 1つ事例として59ページの社会福祉総務費の15節工事請負費2億177万9,000円、ほのぼのプラザ建設事業を一つの事例としてお尋ねをしたいと思うんです。このように合併をして、10月1日のスタートということでの変則的な予算であろうということは理解できるんですけども、普通の議案の上程の場合は予算が議案として上がって、それが可決されて事業が実施されるというのが普通なんです。

しかし、ほのぼのプラザに見るように、既に建設してでき上がると。もし、この議案が否決された場合はどうなるのかということです。その辺を執行部はどのように考えておるのか、議案の提案の仕方についてお尋ねをしたいと思う。

議長（後藤 憲次君） 休憩とりましょうか、休憩。いいですか。休憩します。25分から始めます。

午後2時20分休憩

.....  
午後2時30分再開

議長（後藤 憲次君） では、再開します。

答弁いいですかね。総務部長。

総務部長（三ヶ尻隼人君） 総務部長でございます。吉村議員の質問でございますが、既に御案内のように各旧町ごとに通年予算を作成いたしました。それで、それぞれの湯布院町、それから、庄内町、挟間町という形で議決をいただいた中で、それを9月末で一応支払いが完了している分につきましては、本予算には計上いたしてございません。

それで、当然一つの例としてほのぼのプラザが例で今出されておりますが、これにつきましては、先般完成をいたしましたし、あと残りの分は合併協議の中で引き続きそれを引き継ぐということでされてると理解しておりますので、そういう形のものでございますので、既に御承認を各町でいただいているという解釈のものでございます。今後これにつきましては可決いただければ、また支払いというような形になるんですが、事業、それから、事業費等につきましては、既に御承認をいただいているという解釈で進んでおります。

議長（後藤 憲次君） いいですか。吉村幸治君。

議員（19番 吉村 幸治君） わかったような、わからんようなんですけど、普通予算をつけて、それから、可決されたら事業に起こるとというのが普通のこれまでのあり方であろうと思うんですけど、合併という事態の中での苦肉の予算書というふうに私は考えるわけですけども、もし、単純に考えて、議案21号が否決されたときはどうなるんだろうかということ、秘訣されても、この部分だけは生きるということでもいいんですか。

総務部長（三ヶ尻隼人君） 吉村議員の質問でございますが、既にこれは可決をいただいている引き継ぎの事項だという解釈のもとで生きるという考えをしております。

議長（後藤 憲次君） ほかに。吉村幸治君。

議員（19番 吉村 幸治君） 議案の出し方としてはわかったんですけど、あとは波及的に、希望的にこれが可決されるように私も念じたいと思っておるんですけど、その辺の説明を、予算書をつくる上においての説明をもうちょっと詳しくやっていただければよかったですのではないかなというふうに思っておりますが、状況わかりました。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。4番、新井君。

議員（4番 新井 一徳君） 4番、新井です。1点ほどお聞きします。

ずっと総務費から議案書を見ていくと、賃金の中に臨時職員と嘱託職員、そういった分け方で雇用してるんですけど、旧庄内町では嘱託というのはほとんどなかったんですけど、こういった臨時職員と嘱託職員というのは雇用の仕方も多分違うと思うんですけど、今後こういった雇用を続けていくのかどうか、その点お聞きしたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 総務課長。

総務課長（篠田 安則君） 総務課、篠田です。新井議員の御質問にお答えいたします。

臨時職員と嘱託職員に分けて雇用しているということにつきましては、臨時職員につきましては日給ということ、それから、嘱託職員は月額何ぼうというような決め方をさせていただいておりますが、嘱託職員につきましては、早く言うと技術的なものを持っているとか、それから、例えて言いますと、庄内の場合で言いますと、火葬場の職員の方とか、それから、福祉施設の資格を持っている方、そういう方々が嘱託ということで雇用しておる。通常用務員的な方につきまし

ては 用務員といいますが、通常施設でも資格を要しない方、そういう方につきましては臨時職員ということで、日給で支払ってるということで、今後もそうした関係は施設によってはとっていかざるを得ないのではなかろうかと思っております。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 新井一徳君。

議員（４番 新井 一徳君） わかるんです。結局、嘱託職員は学識、それとか経験とか、資格とかを有する形で雇用するんですけど、ずっと見たときに、私も庄内町でないところで嘱託職員として雇ってるので、どうしても疑うというのは悪いんですけど、臨時職員的なことの中にもこういった嘱託職員で雇ってる分があるのではないかと。雇用の仕方によってですね。それで、そういう質問したんですけど、その辺のところをちょっとお聞きしたい。

議長（後藤 憲次君） 総務課長。

総務課長（篠田 安則君） 新井議員の御質問の要旨といたしましては結局、庄内町におきましては臨時職員が主体になっておりますが、雇用の形態そのものが臨時職員ではなくて委託契約というような形態の職員も何人か見受けられるということで、いずれにいたしましても、こうした雇用形態につきましては、新年度におきましては統一していきたいと、そういうことで今、財政担当とも話をしているところでございます。

以上です。

議員（４番 新井 一徳君） はい、いいです。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。小野二三人君。

議員（１８番 小野二三人君） １８番、小野でございます。地方債の関係で１点だけお聞きをしたい。これが質問になるか要望になるか、わかりませんが、答えていただきたいと思いません。

まず、３８ページをちょっと参考までにあけていただきたいと思えます。御承知のように地方債には建設地方債、赤字地方債等があるわけでございますけども、この中を見ますと、まず、１目の中に総務債として減税補てん債、臨時財政対策債等があります。私がお願いをしたいということで立ったわけでございますけども、歳出における充当先、事務事業にどの分にこれが入っておるかというような資料として議員に提示をしていただきたいと、そういうことでございます。そうしますと、予算書を見るときに一番これが参考に地方債につきましてはなるわけでございますので、充当先を書いた資料を議員各位に配っていただければ、こういった中身についての質問も省略はできようかと、そういうふうに思えますので、これについて財政担当課長であります米野課長にこの辺の対応ができるかどうか、お聞きをしたいと思えます。

議長（後藤 憲次君） 財政課長。

財政課長（米野 啓治君） 小野議員にお答えいたします。

地方債の充当先の恐らくこれは添付書類でよろしいかと思うんですが、当然挟間の場合をつけておりましたので、由布市になって、これからは一応充当先の添付書類をつけて、各議員さんに配付いたしたいと思っております。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） これで質疑を終わります。

#### 日程第5・議案第22号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第5、議案第22号平成17年度由布市国民健康保険特別会計予算についてを議題として、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。8番、西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 9ページ、10ページをあけてください。9ページ、10ページでそれぞれ説明書きがあります。当初予算のとおりには皆書いたんだろうと思いますけども、例えば、5款の国庫支出金の充当先が現年度で療養給付費、老人保健医療費拠出金介護納付料となっておりますが、今回充当してるのは療養給付費だけしかないんです。

そして、2目の高額医療費共同事業負担金も高額医療費共同事業に対する負担金には充ててないんです。下の県支出金の高額医療費共同事業に対する負担金も同じく、財政調整基金もそれぞれ老人保健医療費拠出金介護納付金には充当されてないし、財政って書いてるのが何を指しているのかわからないということがあります。

それと、説明欄の単位は右肩に1,000円と書いてるんですけども、説明欄の中にも1,000円を書いているんです。これを蛇足というんじゃないですか。例えば、調整交付金の書き方なんか2、4、7、8、千円と書いてるんですけども、ほかの細かい11ページの金額の書き方とも異なるし、そういうのは統一してほしいというふうに思います。

11ページの一般会計繰入金の中で財政安定化支援事業繰入金は既にすべて繰り入れてしまったのかどうか、確認したいと思います。執行してしまった金額は一体幾らになるのか、そして、当該年度、ことしの財政安定化支援事業費の総額は一体幾らだったのか、各町の合算ですね、実際に執行した金額と交付税に算入されてる金額の両方をお答えいただきたいと思います。

それと、12ページの14款諸収入、雑入の記載の仕方なんですけども、これよく理解できないんですが、挟間の下に庄内、湯布院と。挟間はマイナスだから、マイナス5,400万円がイコール、プラスの5,400万円になるちゅうのも理解できないんですが、庄内と湯布院を足した金額が3,776万4,000円です。しかし、雑入で受け入れてるのが3,782万

7,000円ということで、合計が違うんですけど、これ以外に何か剰余金ちゅうんか、そういうのがあったのかどうか。

以上です。

議長（後藤 憲次君） はい、どうぞ。

保険課長（佐藤 純史君） 保険課の佐藤です。よろしく願いいたします。西郡議員の御質問にお答えいたします。

9ページ、10ページの件ですけれども、これまず、7ページの財源充当をしております歳出の一括を見ていただきたいと思います。ここに国保、国・県支出金、本来なれば7億9,869万6,000円、入るところが7億2,197万8,000円と入っております。それから、その他のところで2億5,871万2,000円とあります。これは本来要るのが、予算に割り戻しておるのが6億5,240万円ということです。

しかし、これの2億5,871万2,000円を引きますと3億4,652万8,000円と、先ほど言いました国・県支出金の7億9,869万6,000円から7億2,197万8,000円引いた7,671万8,000円、こういうものにつきましては当初、合併前、9月末までに国・県支出金が、これは交付金も入りますが、受け入れておりました。

しかし、給付金につきましては、9月末までに入った金額よりも多く収入として入っております。したがって、その差額は繰り越し等はできませんので、合併の都合上、一般財源の扱いとしております。したがって、ここの差し引きで合わない、異なる分につきましては9億1,989万3,000円に、先ほどの差額の分が一般財源扱いとして入っております。

そして、割り戻しておる分につきましては、各9ページから10ページ分にのせております。これを足しますと、7億9,869万6,000円、それと、その他の6億5,240万円の特財で合うようになっております。そのようなことから、特殊な例で、合併に伴います財源内訳の異なる面が生じております。

それから、先ほどの安定化資金の件ですけれども、濟いません。各町別の金額については現在、手元に持っておりませんので、後ほど議員さんの方にお示ししたいと考えております。

それから、12ページの雑入でございますけれども、これは、挾間町の分につきましては5,483万7,000円、これですけれども、これは一応予備費の方に充当しております。予備費の方に持ってっております。

それから、その残りの庄内、湯布院につきましては、本来なれば9月末で町別に申しますと、9月末で湯布院が3,081万9,000円ありました。予算的に座だけが1,000円あります。1,000円ということはですね。それから、それをそれを足したのが3,082万円ということになります。庄内の分が694万4,000円、9月末でやっております。残りの予算というの

がありまして6万2,000円ありました。それが700万6,000円ということであります。挟間町につきましては、9月末はゼロで、その後、座だけが1ありました。それを全部足しますと3,782万7,000円という雑入の合計になります。それで上げております。

それから、予備費につきましては、挟間分の5,483万7,000円を予備費に持っていらっしゃいますが、これにつきましても、9月末の数字を申し上げますと、挟間の分が5,493万9,000円、これで4月当初の座を足しますと5,503万9,000円でございます。それから、庄内が5,954万3,000円、それから、湯布院が4,008万円ということで、11月末現在で1億5,466万2,000円という予備費がございましたが、この分に補正が入っております。この分を1億5,462万円から補正分の4,290万6,000円を引きますと1億1,436万6,000円ということになっております。こうすることで、非常に剰余金等の扱い等がありまして、予算的には非常に変則になっております。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 以上で答弁は終わったようですが。西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 説明の記載が当初予算の記載で、必ずしもこの記載どおりになってないということを指摘したので、それには一切触れなかったので、別に構いませんわということで、いいですわ。はい。

議長（後藤 憲次君） はい。

以上で通告による質疑は終わりました。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑を終わります。

#### 日程第6・議案第23号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第6、議案第23号平成17年度由布市老人保健特別会計予算についてを議題として、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。8番、西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） これもかがみです。かがみの第3条、2行目がずってるのが老人保健だけじゃなしに、その後の特別会計もそういうふうになってるんですけども、これは原課というよりも、むしろこれを議会に提出されるまでに、こういうのがチェックできないところに私は非常に残念に思います。中身は特にはないです。

摩訶不思議なのが最後にあります。7ページ、還付金に一般財源マイナス1、次の8ページの一般会計繰り出し金に1ということで1,000円プラス・マイナスそこで上げてるんです。これ何を指してるんかちゅうのが非常に私には不可解なんです。すべての財源を特定財源でずっと

財源内訳しているのにもかかわらず、一般財源をこういうところでプラス・マイナスしなきゃならんという理由は、私には理解できないんですけども、私がよくわかるように説明をお願いしたいと思います。

議長（後藤 憲次君） はい、どうぞ。

保険課長（佐藤 純史君） 保険課の佐藤でございます。この件につきましても、今、質問されましたので、ちょっと資料を持ってませんが、後ほどこの件につきましても、資料をお示しいたいと思っております。

議長（後藤 憲次君） 西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 一般会計でもかなり説明欄の書き方、私も言ったし、ほかの人も言いました。生涯学習課長は謝って、不適切な書き方だったと。その他で大きいものはきちんと書くべきだったという意味でそう言ったんだろうと思います。どこのやり方かわからんですけども、きちっと書いてないということ多いんです。例えば、償還金なんですけども、償還先は、上の還付先は1カ所しかないと思うんですけど、償還先というのはいろいろあるので、一般会計の方では償還金書いてるところもありました。何箇所か、しかし、こういう書き方をされると、一体何だというふうになるんですけども、わかれば支払い先と金額を分けておっしゃっていただきたいんですが。

議長（後藤 憲次君） 保険課長。

保険課長（佐藤 純史君） 保険課の佐藤です。この償還金につきましては、国、県の歳入の実績に基づきまして還付する、返す分の償還です。これ上のが還付です。下の償還金につきましては、旧挾間町におけるお金を借っておりました。この分につきましては償還金として返しております。この分をのせております。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 私が逆に受け取ったんやね。ほんなら言いますけども、国、県に返す金額の内訳を国、県別に教えてください。

議長（後藤 憲次君） 保険課長。

保険課長（佐藤 純史君） 保険課の佐藤です。還付金におきましては、先ほど申しましたように国、県等でもらい過ぎとった分につきましては、これは国、県合わせて536万円、これを還付するということでございます。償還金につきましては、これも挾間町における借り入れがございまして、これを償還金として返すということでございます。（発言する者あり）

濟いませぬ。これも支払い基金、国等に返す分でございます。（発言する者あり）濟いませぬ。内訳はちょっと今、手元に持ってません。また後ほど。

議員（ 8 番 西郡 均君 ） はい。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。 以上で、通告による質疑は終わります。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） これで質疑を終わります。

#### 日程第 7 . 議案第 2 4 号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第 7、議案第 2 4 号平成 1 7 年度由布市簡易水道事業特別会計予算についてを議題として、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。 8 番、西郡均君。

議員（ 8 番 西郡 均君 ） これも同じです。かがみの 2 条の 2 行目です。 4 ページを開いてください。 4 ページに地方債の第 2 表がのってます。 1 個しか簡易水道事業債というのは借りないので欄をこんなにべらべらべらつくるとするのは普通じゃ考えられんです。こういうことはやめてほしいと。

最後に、職員の給与表明細書、特別職も含んで明細書が添付されてます。この中で簡易水道の場合は一般会計方式でいいんですけども、せっかく 4 ページ、添付資料の 4 ページを見てほしいんですけども、上記の職員 1 人当たりの給料及び技能職等、初任給等については技能労務職というのを書いてます。国は技能労務職というのを行政職 2 表を指しているのかどうか、それを確認したいと思います。

さらに、 7 ページを開いてください。 7 ページの期末手当、勤勉手当の金額なんですけども、これが 1 2 月支給、あるいは支給率の合計が一般職と異なります。これがどういうふうに 0 . 0 5 ですか、余計にやるようにしてるのかどうか、そのことも確認したいと思います。

さらに、 8 ページの起債については一般会計と同じように報告漏れでありますから、やっぱりきちっと議会にこの分の説明、報告というんですか、訂正というんですか、その報告をすべきだというふうに思います。

以上です。

議長（後藤 憲次君） はい、どうぞ。

水道課長（目野 直文君） 水道課長の目野です。よろしく申し上げます。 2 ページと 4 ページでございますが、 2 ページにつきましては御指摘のように今後気をつけたいと思います。で、 4 ページの 1 事業でございますので、確かに下の各枠は要りませんので、これも今後とも気をつけたいと思います。

で、給与明細でございますが、給与明細書の 1 ページから 8 ページまででございますが、中で

技能労務者、4ページ、それと7ページ、8ページの一般会計とは違うということでございますが、これは一般会計と同じでありまして、ここに記載している7ページで言いますと2.35が2.30でございます。2.35というのは10月1日現在でございます、支給率に対しても4.40でございます。これ差しかえるのが本位でございましたが、そのときには提案しておりましたので、間に合いませんでしたので、そのままと相なりました。8ページにいたしましても、一般会計と同一でございます。

以上でございます。今後ともこれは気をつけたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 答弁は終わったんですが、いいですか。

以上で、通告による質疑は終わります。二宮英俊君、どうぞ。

議員（11番 二宮 英俊君） 11番、二宮です。1点だけお聞きしたいんですが、10ページの13節の委託料なんですが、その一番下に創設管理認可設計という350万円も上がってるんですが、普通の上水道ではこういう言葉余り聞いたことなかったんで、どういう意味なのか、どういうふうなことをするのか、お尋ねをしたいんですが。

議長（後藤 憲次君） 水道課長。

水道課長（目野 直文君） 水道課長です。二宮議員さんにお答えをいたします。13委託料の創設管理認可設計でございますが、これは合併に伴いまして旧庄内町が由布市への移行をするのに認可設計を委託を出した、その金額でございます。認可変更といえますか。

議長（後藤 憲次君） いいですか。二宮英俊君。

議員（11番 二宮 英俊君） あれですか、要するに、庄内町から由布市という、その手続だけの設計ということなんですか。実際何か、設計業務で何か絵をかいたり何かとかいうこともあるんですか。

議長（後藤 憲次君） 水道課長。

水道課長（目野 直文君） 二宮議員にお答えをいたします。

水道の場合、庄内町廃止で由布市となるわけでございますが、それにはもろもろの図面等申請書類、附属書類といえますか、各計算書等が要ります。それに伴う費用でございます。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） これで質疑を終わります。

#### 日程第8．議案第25号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第8、議案第25号平成17年度由布市介護保険特別会計予算についてを議題といたします。

質疑に入る前に訂正がありますので、よろしく願います。

保険課長（佐藤 純史君） 保険課の佐藤です。よろしく願います。訂正をお願いしたいと思います。議員さん、それから、財政課長等には一応手書き資料を差し上げてると思います。よろしく願います。

それでは、介護保険の6ページでございます。総務費のその他です。9,472円、一般財源が2万3,598円、それから、保険給付費でございます。その特財の国・県支出金58万314円、地方債が飛びまして、その他63万4,042円、一般財源32万6,251円、それから、基金積立金のところでございます。その他のところで2円、一般財源が8,500円、それから、合計のところになります。国・県支出金58万314円、地方債飛びまして64万3,516円、一般財源38万2,190円。

それから、11ページ、認定調査費等のその他でございます。947円を入れていただきたいと思えます。一般財源が1,379円です。計のところに行きます。計のところのその他が9,472円、一般財源の計のところ7,593円でございます。

それから、12ページの保険給付費の居宅介護サービス給付費、これのその他のところでございますが63万4,042円です。一般財源が8万2,905円、それから、3番目の施設介護サービス給付費、これの国・県支出金、これが58万314円、一般財源が1万9,466円でございます。

次のページ、13ページの計の真ん中よりちょっと下ですか、国・県支出金が58万314円、1つ飛びまして63万4,042円、一般財源22万4,103円でございます。

それから、最後の15ページの一番下になります。その他が2円、一般財源が8,500円、計も同じになります。

以上です。大変御迷惑おかけしました。

議長（後藤 憲次君） 議案第25号については、質疑の通告がありますので、発言を許します。8番、西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 今の件を通告してたので、もう言うことはありません。

議長（後藤 憲次君） はい。ほかに何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） これで質疑を終わります。

#### 日程第9・議案第26号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第9、議案第26号平成17年度由布市農業集落排水事業特別会計予算についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑の通告がありますので、発言を許します。8番、西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） これもかがみの第2条の2行目です。そして、あとは添付資料の給与明細に係る部分です。先ほども言いましたけれども、技能労務職というのが国の行政職2表を使うのかどうかという点、さらに、これもさっきと同じ10月1日時点というような言い方しましたけども、議案が出された時点が提案の提出日になりますから、言いわけにはならないのです。それで、訂正したいということだったので、それでいいんですけども、16ページ以下も同じ理由で、特に、上で技能労務職というのを使いながら、幾ら一般会計に取り入れたといえ、代表的な職種に公安職を書いとるなんちゅうのはちょっとみっともないちゅうか何ちゅうか、その点も含めて委員会等を通じて、訂正文書を早目に出されるよう希望します。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 以上で、通告による質疑が終わりました。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） これで質疑を終わります。

#### 日程第10・議案第27号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第10、議案第27号平成17年度由布市湯布院健康温泉館事業特別会計予算についてを議題として、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

#### 日程第11・議案第28号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第11、議案第28号平成17年度由布市久住飯田南部区域広域農業開発事業特別会計予算についてを議題として、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。8番、西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 今回の場合が決算の剰余金で、すべて一般財源ということで財源内訳あります。通常の場合が当初予算でどういうふうになっているのか、教えていただけんですか。すべて一般財源というわけじゃないというふうに思うんですけども。

議長（後藤 憲次君） はい、どうぞ。

農政課長（平野 直人君） 農政課の平野です。西郡議員さんの質問にお答えをいたしたいと思えます。

当初予算では6,445万8,000円という金額であったわけなんですけれども、9月までに

約半分の予算を消化しておりまして、今回の予算では3,200万円上げさせていただいているわけでございます。

それから、財源につきましては、平成14年度に基金のすべてを使い果たしたということございまして以降22年まで、こういう金額で数字をしていくというふうにあります。

議長（後藤 憲次君） 西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） ここに当初予算持つてるんですけども、それで見ますと、繰入金であるにもかかわらず全部一般財源の財源にしてるんです、最初から。だから、湯布院の町議会でももちろんこれ認めたらろうというふうに思いますけども、湯布院の当時の責任者が執行部がだれかわかりませんが、そういう提案をやって、議会が認めたからいいんだちゅうじゃなくて、繰入金なら繰入金できちっと処理するというようなことをやるようにしてほしいと思います。そういう指摘がこれからしつこくやりますから、前の誤りをここでそんなに言うあれはありませんけれども、そういうふうになってました。だけです。はい。

議長（後藤 憲次君） 以上で、通告による質疑が終わりました。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） これで質疑を終わります。

#### 日程第12・議案第29号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第12、議案第29号平成17年度由布市公共用地先行取得事業特別会計予算についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑の通告がありますので、発言を許します。8番、西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） これは先ほどの最後の7ページです。調書で1つしかない事業に空欄をつくる。一般会計では幾つもあるのにその他起債ちゅうことでまとめて書いてるんです。そういうことをやらんで、1つのときは1つ、そして、幾つかあったら、その他の起債なんちゅうことでまとめんで、きちっと起債を書くというふうにしてほしいと思います。その時々にもまた指摘をしたいと思います。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 以上で、通告による質疑は終わりました。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） これで質疑を終わります。

#### 日程第13・議案第30号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第13、議案第30号平成17年度由布市公共下水道事業特

別会計予算についてを議題として、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。8番、西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） これも一目瞭然、かがみの2条、何でもこういう書き方をするのはわからんですけども、それと先ほど言った地方債の調書、同じ理由で、次回からは気をつけてほしいと思います。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 以上で、通告による質疑が終わりました。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） これで質疑を終わります。

#### 日程第14・議案第31号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第14、議案第31号平成17年度由布市水道事業会計予算についてを議題として、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。8番、西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 本体の方は別にはないんですけども、添付されてる給与費明細書、これが一般会計のをつけてるんです。これ企業会計で、企業会計の例があるので、そういう点でいえば何でも一般会計をつけたのかというのが私には疑問なんですけど、だから、ほとんど不具合ちゅうか検討に値しないというか、特に、最後の8ページなんかは一般会計そのまま公安職感染病何とか、人の死体の処理、消防職員云々かんぬんちゅうて、およそ企業と上水道で全くないということはないと思うんだけど、縁のないことを書いて、これでいいんですみたいな顔をしてると、どうも私にはしっくりいかんのですけども、挟間は企業会計の例でやっとなんですけども、どこがこんなのを使ってるんですか、名前を教えてください。

議長（後藤 憲次君） 水道課長。

水道課長（目野 直文君） 西郡議員さんにお答えをいたします。

この予算書では給与費明細でございますが、今、水道課、職員出向ということで、一般職のものをつけております。これからはどちらにしても、公営企業、水道事業の方は公営企業法にのって、この明細書で今後は添付をいたしたいと思っております。

議長（後藤 憲次君） いいですか。はい。

これで通告による質疑は終わりますが、ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） これで質疑を終わります。

以上で各議案の質疑が終わりました。

ただいま質疑を行いました議案第19号から議案第31号までの各議案につきましては、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

ここで10分間休憩します。25分から再開します。

午後3時18分休憩

.....  
午後3時27分再開

議長（後藤 憲次君） 再開いたします。

日程第15．発議第5号

日程第16．議会広報編集特別委員会の設置について

日程第17．日出生台演習場対策特別委員会の設置について

議長（後藤 憲次君） お諮りします。ただいま江藤明彦君外3人から発議第5号が提出されております。また、議会広報関係並びに日出生台演習場関係のそれぞれの特別委員会の設置の計3件について、これを日程に追加し、追加日程第15から第17として議題にいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 異議なしと認めます。よって、発議第5号及び特別委員会の設置2件の計3件については追加日程として議題とすることに決定いたしました。

まず、追加日程第15、発議第5号湯布院厚生年金病院及び湯布院厚生年金保養ホームの公的施設としての存続を求める意見書を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。14番、江藤明彦君。

議員（14番 江藤 明彦君） 議員発議をいたしたいので、よろしくお願ひしたいと思います。

発議第5号湯布院厚生年金病院及び湯布院厚生年金保養ホームの公的施設としての存続を求める意見書、上記の意見書を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。平成17年12月13日提出。提出者、由布市議会議員江藤明彦、賛成者、由布市議会議員高橋義孝議員、同じく由布市議会議員藤柴厚才議員、同じく由布市議会議員田中真理子議員でございます。

提案理由の説明をいたします。

今回の発議につきましては、年金福祉施設の整理機構が10月1日より施設の売却業務を開始いたしました。事を窮する案件でもあります。早期に議案として提出する必要がございましたので、本日提案をさせていただきたいと思ひます。旧3町の議会では、それぞれ湯布院厚生年金病院と同保養ホームを非営利の公的施設として一体で存続させることを求める意見書を採択し、国

及び県に要請をしてきたところですが、旧3町が合併し、由布市に移行したことに伴い、同様の意向を表明するものであります。6月16日、国会においても全国各地の住民及び自治体の要請を受けて、地域の医療、福祉に果たしている役割を十分に配慮するとともに、地方自治体と相談して、公的病院としての病院機能と公益性が維持されるようにする旨の附帯決議や政府の答弁が行われております。

したがって、今後の焦点は現在、作業中であり3月にでき上がる病院整理、合理化計画にかかっております。病院と保養ホームの公的施設としての存続の成否が地元自治体の意向に大きくかわることにかんがみ、厚生年金病院と保養ホームの公的施設としての存続を由布市の重点施策の一つに位置づけていただけるよう、そして、国との協議に当たっては、厚生年金病院と保養ホームの公的施設としての存続を地元自治体及び住民の明確な意向として強く要望するよう提案をいたします。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより発議第5号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員26名中起立26名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、発議第5号湯布院厚生年金病院及び湯布院厚生年金保養ホームの公的施設としての存続を求める意見書は原案のとおり可決されました。

次に、追加日程第16、議会広報編集特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りします。議会広報の編集及び発行に関する調査のため、議会広報編集特別委員会を設置することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 異議なしと認めます。よって、委員会条例第6条第1項の規定により、議会広報編集特別委員会を設置することに決定をいたしました。

委員会条例第6条第2項の規定により、議会広報編集特別委員会の委員定数は8人にいたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 異議なしと認めます。よって、議会広報編集特別委員会の委員定数は8人に決定いたしました。

続きまして、ただいま決定いたしました特別委員選任方法は、議長において指名をいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 異議なしと認めます。

委員会条例第 8 条第 1 項の規定により、議会広報編集特別委員会の委員に利光直人君、田中真理子さん、藤柴厚才君、淵野けさ子さん、西郡均君、佐藤友信君、立川剛志君、小林華弥子さんの以上 8 人を指名いたしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君を議会広報編集特別委員会の委員に決定いたしました。

次に、追加日程第 17、日出生台演習場対策特別委員会の設置についてを議題といたします。

日出生台演習場使用に伴う市民の安心、安全を確保するため、日出生台演習場対策特別委員会を設置することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 異議なしと認めます。よって、委員会条例第 6 条第 1 項の規定により、日出生台演習場対策特別委員会を設置することに決定いたしました。

委員会条例第 6 条第 2 項の規定により、委員定数は 8 人にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 異議なしと認めます。よって、日出生台演習場対策特別委員会の委員定数は 8 人に決定いたしました。

続きまして、ただいま決定いたしました特別委員の選任方法は、議長において指名をいたしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 異議なしと認めます。よって、議長において使命します。

委員会条例第 8 条第 1 項の規定により、日出生台演習場対策特別委員会の委員に久保博義君、生野征平君、三重野精二君、工藤安雄君、吉村幸治君、佐藤正君、西郡均君、溝口泰章君の以上 8 人を指名いたしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名をいたしました諸君を日出生台演習場対策特別委員会の委員に決定をいたしました。

議長（後藤 憲次君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 異議なしと認めます。

本日はこれにて散会します。

なお、先ほど設置されました各特別委員会につきましては、委員長及び副委員長の互選をお願いしておきます。

明14日は10時から一般質問を行います。御苦労さまでした。議員各位には相談したいことがございますので、控室の方に集まってください。

午後3時37分散会